

---

令和3年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

令和3年3月9日 (火曜日)

---

**議事日程 (第3号)**

令和3年3月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

**出席議員 (13名)**

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	

---

欠席議員 (1名)

14番 田村 兼光君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君	課長補佐 横内 秀樹君
総務係長 城山 琴美君	

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 ……………	新川 久三君	副町長 ……………	八野 紘海君
教育長 ……………	久保ひろみ君	会計管理者兼会計課長 ……	永野 賀子君

総務課長	……………	元島 信一君	企画財政課長	……………	椎野 満博君
まちづくり振興課長	…	桑野 智君	人権課長	……………	神崎 博子君
税務課長	……………	今富 義昭君	子育て・健康支援課長	…	吉川 千保君
保険福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	鍛冶 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	住民生活課長	……………	武道 博君
学校教育課長	……………	野正 修司君	生涯学習課長	……………	古市 照雄君
監査事務局長	……………	石井 紫君			

---

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
江本 守	1. 感染症拡大と対応策について	①保育園が休園とされた際、代替保育、ベビーシッターへの助成制度の構築が必要だが、町の考えは ②非課税のひとり親世帯に定額給付金を支給する考えはないか
	2. 所得最低保障制度について	①ベーシックインカム、国会で審議決定されることは承知であるが、地方でも審議、研究すべきと考えるがいかがか ②コロナ感染拡大による多くの失業者、個人事業廃業、その現実を踏まえ、支援対策を考えるべきだと感じるがいかがか
	3. 重度障がい者、介護認定の要支援または要介護者に対するタクシー券の適用について	①前議会で改善を求めたが回答を ・要介護者のタクシー料金の一部助成について ・年間24枚のタクシー利用券の利用方法について ②タクシー利用券の手続きの簡素化（自動更新と郵送による交付）
	4. 社会福祉協議会の築城支所への移転について	①社会福祉協議会の築城支所への移転の現状は
池永 巖	1. 新庁舎移転後の職員の声、心構え	①新庁舎移転後の職場・職員の声、業務の状況について ②職場、6課を廃止し、新規設置、5課に改正の効果 ③職員の教育（来客者の対応等に関して、不祥事の再発防止） ④今後、漸次人口減に対する職員数の問題
	2. 将来的な農業人口減少（少子高齢化）対策	①築上町の農業の現状について ②農業の後継者等に関して ③今後の人口問題、関係人口等の施策に関して ④施策（婚活）等に関して
	3. 強風時における町内掲示物、飛来物等に関して	①台風、強風時等における掲示物、飛来物等の危険性について ②掲示物、飛来物（空き家）等の点検、取り組みに関して
鞆野 希昭	1. 地域との学校づくりのありかた	①学校・地域との連携（学校運営協議会と学校評議委員会・CS連絡協議会の役割） ②地域社会の中での学校の役割 ③少子化問題における町執行部との取り組み

質問者	質問事項	質問の要旨
	2. 町と各自治会との結びつき	①産業・観光等の今後の考えかた ・循環型農業（特産物）のありかた ・アサリ養殖の実態と将来構想について ・一粒牡蠣の実態と将来構想について ②人と人との互助活動について ③職員の育成・各課連携のありかた ・正しく見る正しく聞く力を養い適切に各課連携し対応できる職員の育成について
	3. 基地対策について	①周辺住民80W以上の住民の意見の聴取と対応
北代 恵	1. 新型コロナウイルス関連の支援について	①飲食店以外の事業者への売り上げ減少に対する、持続化給付金のような町独自の支援はないか また今後は ②生活困窮者、事業継続困難な事業所の相談体制はどのようになっているか
	2. 新型コロナウイルスワクチン接種の事業について	①「予防接種健康被害救済制度」に関する住民への周知について ②ワクチン接種が「任意」であることの周知について ③ワクチン接種をめぐる偏見や差別防止について
	3. 新生児聴覚検査について	①町では新生児聴覚検査実施の取り組みはなされているか ②新生児難聴検査を行う場合、築上町在住の方はどのように案内されるのか ③新生児難聴検査の費用の一部、または全部を助成する取り組みについて町の考えは
信田 博見	1. 小原小学校の今後について	①10人を割った時どうする ②児童数を増やすために何か方法は
	2. モトクロス場について	①モトクロス場が今年度で廃止する予定というがなぜか今迄のいきさつを聞きたい
	3. 町営住宅の周辺の樹木等について	①伐採はできないか ②土地の持ち主に言って伐ってもらう事は
	4. コロナウイルスワクチンについて	①いつ頃に一般町民に接種可能か ②接種は基本、任意か ③接種しない人が差別される事のないように

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第1、一般質問です。

一般質問は、9人の届け出があり、本日の質問者は5人といたします。

ここで私のほうからお願いがあります。一般質問は通告制をとっていますので、通告に従って質問するようにお願いをいたします。

執行機関は、責任の持てる的確な答弁をお願いをいたします。

発言される方は挙手をし、議長と呼んでください。議員の方は、答弁をする方の指名をしてください。

なお、答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言をしてください。

質問する方は、前の質問者席から行ってください。

議場内のモニターに残り時間が表示されます。残り時間が5分になったらブザーでお知らせをいたします。また、残り時間が1分になりますと、場内表示が秒数表示に変わります。

これより順番に発言を許します。

1番目に、**2番、江本守議員。**

○議員（2番 江本 守君） 2番、江本守。

女は夢を見る、男は夢を持つ、希望はかなえる。最近の町長の答弁の中では、財政が、財政がという答弁が多いんですが、予算確保は町長の一番の仕事であると考えております。

では、質問に入ります。感染症拡大と対応策について。保育園が休園とされた際、代替保育、ベビーシッターへの助成制度の構築が必要だと考えますが、町の考えは。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今の質問でございますけれども、保育園が休園の際ということでございますけれども、一応、最小限ではございますけれども、現在はベビーシッターの利用という形で、居宅訪問型認可保育という事業に登録されている施設が1つございます。それから、現在、シッターも1人の登録がございますが、これが最小限の今確保でございますけれども、たくさんそういう形になれば、またこれ増員をしていかなきゃいかんだろうと思っておりますし、それと、いわゆる保育園が休園ということで、全てが休園というわけでもございませんので、保育園相互間の一応、相互応援というのもございますし、そここのところも利用をしていけたらどうかと、こ

のように考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**2番 江本 守君**） よく分かりました。最悪のときは、このような形の制度というのがいつでも執行できるような体制というのは必要かと思えます。

次に、非課税のひとり親世帯の定額給付金を支給すべきと考えておりますけども、町の考えは。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） ひとり親世帯ということで、種々、施策で支援はしておるんで、具体的には担当課長のほうから御答弁申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

今年度ひとり親世帯の支援として、ひとり親世帯臨時特別給付金を給付しました。本町の実績は、受給者224人、1受給者当たり追加給付を含み10万円の最低給付額となっており、総額3億6,040万円が福岡県から支給されました。

そのほか、子育て支援関連として、町内の対象児童に対し、1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金を給付し、町の実績は、受給者1,170人、総額2,113万円となっております。

また、特別定額給付金や築上町生活支援商品券の配布など、様々な給付が本年度は行われました。そこで、非課税世帯で、なおかつひとり親世帯に対し、定額給付金を支給することに対しては、今後、新型コロナウイルス感染症が拡大、また緊急事態宣言の発出等の影響により収入減少するなどの実態を踏まえ、国の対策やコロナ関連補助等、動向に留意しながら、ひとり親世帯に対する給付も含め、検討の対象となると考えております。

また、3月8日の参院予算委員会にて、ひとり親家庭等の支援策についても今月中にも決定されたい旨、首相答弁がありましたので、こちらにおいても注視し、支援につなげたいと考えます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**2番 江本 守君**） よく分かりました。私が一番心配しているのは、この給付金にこだわるというのが、実は全国的には、ひとり親世帯というのは比較的非常勤労働者が多いんですね。それで一昨年のように、たまたま残業が多くて児童扶養手当のいわゆる所得制限があるわけです。こういう支援金とか給付金とかというのが、税務申告しなきゃならないものであれば、その重要な生活の基盤である児童扶養手当の中止というようなことになっては困るというふうを考えておりますけども、この辺はどのような形をとっているんですかね。

○議長（武道 修司君） 誰、答えるのは。担当は誰なんか。新川町長。

○町長（新川 久三君） 質問項目になかったんで、ちょっと調べてなかったんですけどですね（発言する者あり）はい。担当課長、分かるころがあれば、どっちになるかな、児童手当は。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

扶養手当の各種所得制限についてですが、これは給付金の制度そのものに、その対象にする、しないという決まりがございます、一概にその全ての給付金が所得とみなされる場合があると限ったことではございません。

また、今後新たにその給付金措置をする場合には、当然、国とかの指針のほうに基づいて、その対象になる、ならないというのが判断できると思います。

今のところお答えできるのが、この程度でございます。申し訳ありません。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 分かりましたけども、せっかくその給付するものが生活の足しにならなければ何もならないんで、申告しなくていいような非課税扱いにさせていただくような対応をとっていただければありがたいです。もちろん国が中心になるんでしょうけども。

次の質問をさせていただきます。所得最低保障制度について。ベーシックインカム、国会で審議決定されることは承知しておりますけども、地方のほうでも審議、研究するべきじゃないかと思えます。この点については、町長、どういうふうに思えますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 江本議員おっしゃるとおり、国のほうで審議をされておるということで、まだ決定はしていないと思えますけれど、決定すれば、国の全般的な形で全国画一的にやるべき施策でございますし、先ほど冒頭に、財源財源と言いました、町のほうはそういう独自にやる財源はございませんし、国からやっぱりそのような財源措置をするんで仕事は地方自治体でやるということで、市町村でやる形になろうと思えますけれども、まだはっきりはしていないというように、一応、もし国からそういう通達があれば、当然、町としても積極的にやらなきゃいかんだろうと考えておりますし、あと国県の動向を見ながら、町のほうもそれに対応していくと、そういう形しかなり得ないというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） これと同様の質問、過去にしたことがあるんですが、同じような内容の回答でありますけども。私が言いたいのは、地方のレベルでも、この辺、真剣に審議する必要があるんじゃないかということで、制度は国が決めて、決まればそのとおりということは分

かるんですけども、ちょっと生きていく中で、いろんな矛盾を感じていて、憲法25条で保障されている、国民は最低で文化的な生活を有するなんていう、生活ある制度のもの、現在ある制度の中で40年間懸命に年金を掛け続けた人が、その保障制度を下回るような生活をしている現実があるんで、国から決められてしまう前に、きっちりこの辺も研究する必要があるんじゃないかという意味で、この質問をまた出させていただいたんです。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 当然、やっぱり一応生活に困っている方という形で、町のやれることと、あとはもう国県のやることということで、これはもう役割分担がありますんで、全てが町でという形にはならない。しかし、このような事実があれば、国のほうに、県のほうに意見具申は、これは当然あって、我々としては町村会を通じてやるし、議員の皆さんであれば、意見書を国のそれぞれ担当部署、総理大臣あたりに意見書を出すという、そういう一つの考え方は持ちながらやっていったほうがいいのではなかろうかなと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 次に、コロナ感染拡大による多くの失業者、そして個人事業廃業、その現実を踏まえて支援対策が必要と考えますけども、どのように思いますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これも基本的には国、財源という話、これはもう当然、たった3割自治ということで、築上町の財政力指数は0.3云々でございますんで、それを独自にいろんな形でやれと言っても、当然、これは無理でございますし、国のほうから、今まで今年分、令和2年度の予算で、国から相当、10万円の特別給付金を初め、いろんな形でコロナ対策ということで予算を頂きながら、これをいろんな、幅広く有効活用ということで、それぞれやはり困窮、困っている方々にということで配分をしていっておる次第でございますし、今後もまた、こういう国からの手当が来れば、またそれはそれで検討しながら、住民の困窮度、そういうものを町のほうで、一応対策しながら、この国の予算を消化していくと、そういう形しかなり得ない状況でございますし、町独自にという形は、最初は、町独自ということで、若干、商品券を人口全員に配ったのは、これ町の施策でやったら、そしたら国のほうから、そういうのにも後日、充てていよという返事が来たんで、それは充てさせていただいたというふうなことで、商品券配布というのは、やはり町内消費、そして町民が困っているものを町内で買うという、そういう目的を持って、この分は何とか町の財政調整基金を積み立てたものを取り壊して、町民の皆さんの苦痛にこたえてあげたいというようなことでしたんですけども、さっき言ったように、国からの財源を使っていいということで町のほうも助かった次第でございますし、いろんな施策が、また今後、



コロナが感染が続けば、まだまだ対策費が町のほうに来ると。国も大変でしょうけれどですね。国が今その財源的にしておるのは、全て借金でやっておるとい形でございますし、将来の負担にやっぱり相当つながるのではなかろうかなと私どもも懸念しておるけれども、今困っている人を国が助けるということで、借金してでも助けるというふうな国の姿勢が現在行われておるといことで、我々としてはありがたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**2番 江本 守君**） それでは、次に移ります。重度障がい者、それから介護認定、要支援及び要介護者にタクシー利用券の適用について。前議会で改善を求めた回答をとということで、まず3つ挙げております。

1つ目といたしましては、要介護者に対するタクシー券の利用について、それから2つ目としては、年間24枚のタクシー券の利用方法について、3つ目といたしましては、タクシー券の利用手続の簡素化、自動更新と郵送による交付について、お答え願います。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） この件は、前回の一般質問で一応私が答えたのは、月2回に限っておるのは年間を通じていいんじゃないかというふうな形で、これは一応、るる現場のほうで検討しながら改善するという答えを出しておったと思うんで。

それで、自動的に更新というのは、ちょっとこれ無理でございます。基本的には補助制度という形になっておるんで、これはあくまでも申請をしていただかなければ、当然、そのまま自動更新というわけにはいかないというふうに考えておりますし、全てその点を含めて、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。担当課長、どうぞ。

○議長（**武道 修司君**） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（**種子 祐彦君**） 保険福祉課、種子でございます。

ただいまの御質問の点、3点につきまして回答させていただきたいと思ます。

まず、要介護者へのタクシー料金の一部助成について、範囲を広げてはどうかという御意見でございます。この点につきましてですが、例えば、敬老祝金の見直しなど財源の確保が必要になってくると思ます。引き続き、そこら辺は調整して、協議していきたいと考えております。

タクシー券の利用方法につきましてですが、先ほど町長の答弁にもありましたように、一応、次年度から、そこら辺の月2回、これはあくまでも初乗り運賃ではございますが、その使用方法については、障がいがある方分のタクシー利用券と同様の対応をとるように今調整を図っております。

続きまして、3番目の簡素化につきましてですが、町長の答弁でもお話ししており、あくまで

も補助ということでございますので、申請自体を省くということは難しいと考えております。ただ、継続して対象となる方に対しましては、こちらのほうから申請書のほうを郵送する対応をとろうと考えております。

また、郵便での申請や、窓口タクシー券を取りに来られることができないような方に対しましては、書留で郵送するように図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**2番 江本 守君**） よく分かりました。自動更新というのが、実は障がいのある、特に私自身が視覚障がい者で、全盲の方で生活している方は、なかなか役所に来にくいと。今までは、4月に申請できなければ5月、その時点でしか枚数が頂けなかった。その分、省かれていたんですね。それが困るということと、言うように、月2回とかじゃなくて、24枚続けて使ってもいいような運用というか、要するに、そういうことは少ないけども、1か月、要支援の方たちが1カ月に月2枚、使わなければそれが自動的に消滅するという、その制度は見直してほしいという、今の回答を聞けば、それは調整できるということですね。担当課長。

○議長（**武道 修司君**） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（**種子 祐彦君**） 保険福祉課、種子でございます。

利用方法については、先ほど江本議員がおっしゃるとおり、月2枚、仮に今月1枚しか使わなければ、その1枚を、年度内であれば次の月とかに使っていただくのは特に問題ないような形で調整を図ろうとしております。

また、自動申請については、4月前に議会終了後、予算が通り次第、郵便のほうで申請書のほうを継続される対象の方には送らせていただきますので、4月初めには、もう申請ができるようなタイミングを計っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**2番 江本 守君**） 種子課長にお願いですけど、この申請書を送られても全盲者、書けないんですね。すぐに書いてもらえる状況にない場合というのものもあるんで、その辺、何か融通してもらえる方法はないですか。

○議長（**武道 修司君**） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（**種子 祐彦君**） 保険福祉課、種子でございます。

ちょっと今現時点で、この場でどのようにしていくというお答えは非常に難しいとは思いますが、無線放送というわけにもいきませんので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 今の無線放送というのは、ちょっと理解、今できないんですけども、どういう意味かですね。ただ、今もう印鑑レスの時代になってきているので、申請書に判を押してというんじゃないくて、例えば、職員が代筆してくれて申請したという形をとっていただくというような融通はできませんか。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 窓口での代筆というのは、ちょっと難しいとは考えておりますが。申請書に、もう記入する部分をなるべく省いて、こちらのほうからお名前とかも分かっているのでですね、継続の方に対しては、そこら辺を印字して、サインのように一部印鑑を押してもらえれば、申請書として提出できるような形で申請書のほうを作成することは考えてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） ありがとうございます。承知いたしました。

それでは、これから質問は、私の今日の一般質問の中でのメインディッシュであります。社会福祉協議会の築城支所への移転について。社会福祉協議会の築城支所の移転についての現状をお聞きします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、庁舎を建てる中で、支所をどうするかという形の中で対応を考えて、その中で基本的には、支所の有効利用ということで、支所を有効利用するためには、図書館がやっぱり狭隘で、今の現状では狭いと、どうしても少ないということで、支所の1階のほうに、一応図書館を持っていく、これはもう町の考え方でできますけれども、あと社協も、現在今2か所がございます合併前の築城の社協と椎田の社協ということで。これを何とか一本化できたらいいかなという考えの中で社協のほうに打診をいたしました。そして、文書をもって打診して、文書をもって回答が来ておるということで、移転は結構ですということ、そして、この話が来ておるので、予算に風呂とか、それから一応社協のほうに委託をしております食事の宅配ですね、この施設がそこに造らんきゃいかんだろうというようなことで、支所の敷地内に新築をしようというような考え方で、現在予算を、設計費を、幾らかかるか分かりませんが、大体上げさせていただいておるといのが現状でございます。

あと詳細については、社協との打ち合わせで規模とかそういうものをちゃんと決めてやっていくということで、社協が現在移っていいよという段階の答えを頂いておるといのが、これが現実でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 今の町長の説明では、ちょっと分かりにくい部分があるんですが、私も社協とは、どうしても自分が利用する側として多く接触があるんですね。私が知り得ている中で、正式に町長から文書で依頼されたのは10月じゃないですかね。そして、理事会の決定という形で文書で届いたのが12月23日、これのやり方の中に問題があると私は考えております。理事会の決定、もちろん町が大部分の財政を投入して運営している社協ですから、ある程度、町の意向が通るんだろうけども、今回の理事会の決定というのは、これはある意味、町長の思いに対する付度としか思いようがない。

この理事会の中に、私もよく知っている理事がおられて、余り承服してなかったんでしょう、恐らく。しかし、数できることですからね。そのときに検討委員会設置すべきではないかというようなことも提案されているし、その理事とは、12月の段階で私、お話しているんですが、文書をもって、いろんな運営上の問題点を指摘しているという経緯も聞いております。

それから、検討委員会はおろか、私からしてみれば、評議委員会というのが社会福祉協議会の組織の中にある。これが、ある意味、議会と同じチェック機関やないかと。ここに正式に知らされたのは3月6日ですよ。それから、検討委員会設置、これはまあ運用を中心にとということやろうけども、このところも考え直す必要があると私は考えております。

実は、検討委員会の福祉団体の代表として、私も入っておりますが、近頃、手紙のほうで、3月の12日の午後1時半から検討委員会の案内が来ております。ここでまだ十分話さなければ、今さら町長が、庁舎を建て替えることが夢というのは私も承知しておりました。それから中学校の2つの建て替え、それから今、八津田小学校の建て替えに入っておりますけれども。これはもう耐震性の問題で仕方ないこと。

しかし、今、築城支所の有効利用という面で考えたら、生涯教育、教育委員会のほうとしては、図書館をゆとりのある図書活動というようなことで全部運用したいという気持ちがあるんじゃないですか。私的にもあのくらいの規模の建物が図書館であって全然おかしくないと思います。それを、さらに社協をあそこに移すために、地面に新たに数億円の費用をかけてやる、それから今回、3,500万近い、三千四百八十数万ですかね——の設計予算の経常予算上がっておりますけども、この予算が今ある「自愛の家」に投入すれば、いろんな整備ができるんですよ。それから、2つあるものを1つにとというのは、これは分かります。1つは、築城支所が耐震性が問題があるとかというふうな話も聞いておりますが、これが事実かどうかは知りませんが、この点については、どういうふうに考えておりますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、まだまだ社協内部の話が、江本議員の話では大分あるようでございますけれども、町としては、いろんな考え方から、社協のほうを、もう一本に、事務室にしてほしいというこれは希望がございます。それともう一つは、風呂の修繕が両方ですね、相当毎年やらなきゃいかんと、もう老朽化しておるといこともございます。そのために新しく風呂を、それは一本にして、事務所に一本にしてと、今、一応合併して、今5年、6年目に入りますけれども、そういう形の中で、一本化できていない外郭団体といいますか、これがもう社協、町から補助を出している外郭団体ですね、社協だけなんですね、一応、まだ2つの、できれば一本にして、商工会も統合して今一本になりましたし。そういう形の中で、できれば社協のほうも一本化して事務を効率的にやっていただきたいと、そういう一つの願いもございます。

そして、あと2つの社協の跡地をどうするかというのも、もし移ってもらえたときは検討も入らなきゃいかんということもございますけれど、まずは移っていただくということをしてから、あとのそういう問題を片づけていかなきゃいかんというふうに思っておりますけれども、とにかく今打診しておるのは、移っていいですかということで、いいですよという答えをもらっておるので、あとはあとのことでそれぞれ話をしながら、社協も納得する、納得しなければ、もう現状のままという形になろうと思っておりますけれども、社協がですね。そういうことで、できるだけ一本化していただくような、町のほうもお願いをしていくと、これが私は筋じゃないかなと思って、この際、社協のほうに打診をしたというのが正直なところ、これが私の、町執行部の考え方でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 町長のお話しされていることは理解できますよ。2つのものを1つにするということ、これは決して悪いことではないと思っておりますけれども、その方法の中に、今さら、この財政上厳しい中、幾ら補助金、合併特例債とか過疎化、いろんな補助金使って、器もんは建つかもしれんけど、5年、10年先を、それを維持することを考えたときに、今のものを維持する以上にかかる負担が出てくるんじゃないですか。この辺、見直すべきだと思うし、あと教育長と生涯教育課長にもお尋ねしたいけれども、図書活動として、本当のことをどういうふうにしたいかということをお話ししたんですかね。私的には、あそこ全部が図書館で全然いいと思うけども、どうですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ちょっと質問の趣旨と違うんで、そのところはちょっとまたの機会にしてもらえんですか。今、答弁用意してないと思うんで。

○議長（武道 修司君） 江本議員、社会福祉協議会の築城支所への移転ということになっていま

すんで、図書館の移転はないので、すいません。

江本議員。

○議員（2番 江本 守君） そういう指摘でしたら質問の仕方を変えますけども。理事会の決定ありきということ自体、その今の形がおかしいということ、まず先ほど指摘しているということと、それから、今度の予算計上されている3,500万近い設計予算、これってもう即執行するんですか。即執行であれば、ちょっと考え方を変えないけん部分があるような気がするんですが、この点についてはどうですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今の質問の前に、ちょっと効率的なという形で、2つの風呂を維持する、造るんは、もう当然、一応いろんな予算を財源を使ってやるんで、町費の負担はほとんどない形で私は思っている。

それで、今まで維持管理費は、2つの風呂を維持するためには、たくさんの維持管理費が行っております。これを1つにすれば、半分とはいかないでも3分の2ぐらいの経費で済むんであるということ、長い間、この風呂をまた維持するためには、そういう一つの維持管理の、いわゆるメンテとかいろんな形で一つにしたほうが効率的な形になるし、それから人件費も今まで2つの風呂分が1つになるというふうな観点から、私は新しく造ったほうが将来的には経費が、今の風呂を維持して、修繕、修繕、重ねていくよりはいいんじゃないかなと、そういう判断をしております。

それともう一つは、今の質問でございますけれども、あとは社協の中の中身だろうと思いますし、レイアウトあたりを社協のほうで考えていただいたほうが当然よからうし、そして、そのレイアウトが今の現状の中でできないようなレイアウトであれば、ちょっと無理、町のほうも意見を申すけれども、今の2階のレイアウトをどのようにするかという、こういう社協の考え方がないと予算の執行はできませんので、ちゃんとした形でレイアウトができて、そして、あとは風呂をどこに造るか、敷地の中のどこに造るか、そういうものも社協と話をしてからしか予算の執行はできないと考えておりますので、ある一定限、ちゃんとした形ができないと、設計だけして待っているというわけにはいきませんで、そこで社協との話がちゃんと整えば予算執行するという形になります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 今の町長の説明はよく分かりました。今言う、移るということを前提にお話しすれば、その風呂と調理場を造るのは、築城支所から切り離れた地面を使ってということだと思いますが、それだと、風呂の維持費とか考えれば、別のところでもいいんじゃない

ですか。新たな地面に数億円かけて建てる規模、そこに事務所も運用できるような施設を新たに造って一つにしたらどうですか。その提案としては、例えば焼却場の余熱を使って風呂を沸かすとか、そういう方法だってできないことでは、不可能ではないというふうに思うし、私的には、ここの部分の器物を新たに建てることにはどうなんかなという思いはありますけども、最終的にみんながそういう方向になれば、それでいいと思うけども、今の段階で執行ありきでないということだけははっきりしましたんで、一旦承知します。

私の質問、終わらせていただきます。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） 次に、2番目に、3番、池永巖議員。

○議員（3番 池永 巖君） 3番、池永巖です。よろしくお願いします。

最初に、このたび新しい新庁舎の建設、おめでとうございます。それから、私、この議場で初めて一般質問するんですけど、今日は感慨深いものがあります。

さて、東日本大震災から10年目がたとうとしておるわけですけど、その折に、先月、大震災の10年目として余震がっております。皆さん、御存知だろうと思えますけど。そういうことで、東北、東日本大震災の災害を受けた方々におかれましては、まだまだ心、気持ちの復興は、まだまだできていないと思えますが、10年目を迎えようとしており、本当に力強い頑張りで、また耐えていただきたいと思うところです。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今年1月12日に、職員の方は新しい職場にかわっております。そういうことで、まだまだ旧庁舎の解体、それから片づけ等で職員の方もいろいろ忙しいと思えます。2か月がたとうとしております。職場のほうでも大体足が地に着いてきておるんじゃないかなろうかと思えますが、そういうことで、職場の声等をお聞きしたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

今議員さんがおっしゃられましたように、1月の12日から新庁舎のほうで業務を行っております。職員の声、職場の声につきましては、各職場、職員にアンケートはとっておりませんが、幾つかの職員のほうから聞いたところによりますと、旧庁舎がどうしても手狭でちょっと暗かったと。業務的に、電気等の部分も暗かった関係で、今回、執務室がすごく、まず明るくなっているよということで、その雰囲気によって職場全体も明るくなっているというふうな声も聞いております。

また、旧庁舎はどうしても手狭でしたので、新しい庁舎になりましたら執務室も広がってお

ります。ただ、一部、1階の執務室につきましては、思ったほど、もう少し広がったらよかったなというふうに、1階の職場のほうでは声は聞いております。

また、本庁と支所を分かれて業務を行ってまいりました。ほとんどの課が、今度、本庁舎のほうに集約をしておりますので、町長、副町長の決裁や各課連携を取る際に、支所のほうに行ったり、支所から本庁に来るといった時間的な関係が省くことによって、業務的な分であれば、連携が図りやすくなった等の分を職員のほうから聞いております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） ありがとうございます。

今聞くとおとよりますと、以前に比べて大変よくなっておるといふような内容でございます。

それから、私もまだそんなに何度も庁舎のほう、入っておるわけではございませんけど、いろいろ一般の方から声が聞かれるわけですけど、新庁舎、ものすごくよくなったなというふうなこともあるし、新庁舎、これはお金をものすごくかけたんじゃないかというふうな声もあります。それから、内容が分かっている方については、新庁舎はあまり金かかってなかったんだとかそういう声もあります。いろいろ声があるわけですけど、私も庁舎の中を歩いて、大層風通しもよくなったなというふうな気がいたします。

そういうことで、庁舎の建物、そういう内容について感想をちょっとお聞きしたいと思っておりますけど、よろしくお願ひします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 全ての住民の皆さんから、町長、よくなったねという話は聞きますし、お金もさほどかかっておりません、実際。金額は34億かかっておりますけれども、合併特例債、ほぼこれを利用して、言い換えれば、建てる時の設計金額というか実施請負金額の95%を借入金で、これ可能でございます。その借金を返すときに7割を補助していただきます。だから、5%と借金を返すときの3割ですね、これでございますけれども、本来なら、これも合併で頂いた特例債というのを積み立てておりますんで、これを充てれば、ほとんどかかっていないという状況でいいんじゃないかなと思ひます。

そして、一般財源、充てたという形にはなっておりますけれども、積み立てた金を、いわゆる投資的経費に使っていいというふうな形で合併特例債のときに、合併したとき、特例債、毎年頂いておるが、これを積み立てて、たしか18億ぐらい積み立てておりましたけど、これを充てたという想定をすれば、そしてほかの事業を一般財源でやったという形にすれば、ほとんどかかっていないという考え方もできますし、それはそれとして、大体僕が言うのは、七、八割は国の補填でできておりますというのを説明しております。



そして、住民の声は、システムがちょっと変わりましたんで、今ちょうど駐車場で不便をかけております。だから、本来なら玄関から入って、そこで受付の係がおって、申請書には記入、本人がどういう形で来たか証明書が要るとか、そういうのは申請していただきます。そして、前の受付のところにタッチパネルがございますんで、要はそこに触っていただければ、いわゆる受付表が番号が出てまいります。そしたら、「何番さん、何番窓口においでください」と、1回だけでございますけどですね、そういうシステムになって非常に分かりやすくなったと。ちょっと面倒なのは面倒という話もございますけれども、今駐車場がこっちのほうにございますんで、それから入って、正面玄関まで受付にわざわざ行かないかんというのは、これがちょっと今のところ不便でございますけれども、駐車場ができれば正面玄関から、もう皆さん入っていただけるというようなことで。

そういうことで1階は非常に対応がいいという話も頂いております。今までよりは、カウンターも低くなったせいもございますけれども、皆さん、対応がいいですねと言う。その代わり、2階、一時はですね、ちょっとカウンターと、今まではひっついておったけど、ちょっと離れておるといことで、お客さんが来たとき気がつかないで、若干文句言われたこともあります。誰も手伝ってくれんといことで、こっちは用事で来ているのに知らん顔しとるといことで、そのところで大分私も注意を、2階の皆さんにはしたこともございますけどですね。

そういう苦情もありましたけれど、全般的には庁舎内の雰囲気はよくなった、明るくなったというふうに、物理的にも非常に明るい雰囲気でございますし、人間も職員も明るくなったという、そういう一応、住民からの意見を頂いているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） ありがとうございます。詳細に説明いただいてよく分かりました。

私も、今回、新庁舎になる理由として、いろいろ聞いております。それで住民の方には、これは本当にいい機会であったんじゃないかというようなことで、建物も旧庁舎も五十数年ぐらい経過しており、そのときの建物であり、エレベーターもなし、そういうところで改築するにもいろいろものすごくお金がかかるというような内容で、住民もだんだん高齢化し、エレベーターなんかを設置した新しい建物に、そういう理由で変わってきたというようなことで一応話しております。

それでは、次に行きたいと思いますが。職場、6課を廃止して、新規設置、5課に改正しておりますが、これは新しい庁舎に移る、そういう理由でとありますけど、その効果等を聞かせてもらいたいと思います。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

今回、新庁舎の移転に合わせまして、課を統廃合いたしました。まず、今回行った関係の理由につきましては、9月の定例会の提案理由で町長が述べたとおりでございます。

まず、新設いたしました住民生活課でございますけれども、住民生活課においては、旧住民課のほうで行っておりました証明関係の分と、税務課で発行しておりました証明関係の分を、新たに総合窓口係というのを設置いたしまして、住民の方が一つの窓口で証明書の分を発行できるような体制を整えて、住民サービスの向上を行っているところでございます。

また、環境課の環境係を同じ課にいたしました関係で、住民の方が転入されたり転出されたりする際に、ごみの出し方等の分で、今まではパンフレット等を住民系のほうで配布をされていたんですけども、細かい質問等があった場合に、環境課の職員が出向いて住民の方が手続等を行っている待ち時間等に説明をしているというようなふう聞いております。保険福祉課につきましては、後期高齢者医療の保険や介護保険の分が、住民課と福祉課と分かれておりましたのが一つになった関係で、そういうところの部分が業務の連携が図れているというふう聞いております。

子育て・健康支援課につきましては、子育て部門が、やはり福祉課と住民課と分かれておりました、健康増進の係と分かれておりましたので、そこが子育て部門に関しては、健康づくり課と子育て支援係と一緒に支援ができるというふうな体制が整ったというふう聞いております。

また、企画財政課のほうにつきましては、企画振興課のほうの行革部門の部分が財政のほうの企画財政のほうに移りました。財政状況、行革部門等の分を勘案しながら計画部門をやっていくというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） ありがとうございます。

それでは、6課が5つの課になったというようなことで、人数的にはどういうふうになられたんでしょうか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

人数的には、今回、令和2年度の年度途中で機構の改革を行いました関係で、係の人数をそのまま新しい課のほうに引き続いて異動させておりますので人数の増減はございません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） ありがとうございます。

それでは、この項の最後、今後は、漸次、人口減が生じてくると思いますが、それに対する今後の職員数の内容、これについてお願いいたします。

○議長（武道 修司君） すみません、池永議員、3番の職員の教育のところはいいですか。

○議員（3番 池永 巖君） そうですね。すみません。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） 3番、職員教育、来客者の対応等に関して、不祥事の再発防止ということで、この内容について質問したいと思いますが。ここ近年、いろいろな不祥事が生じておると思います。そういうことに関して、これからの取り組み、教育とかいう、そういう内容でちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 不祥事ということで、これは官製談合事件等々ございましたが、これについては、適時、それぞれ専門の方を招集して職員への研修と、研修会を開いております。そしてまた、私が月の初めの日は職員を、旧庁舎の場合は支所があったんで、午後と午前2回に、午前と就業前ですか、仕事の終わる。月初めですね、終わるときに2班に分かれて、いわゆる職員連絡会というものを催してやっておりましたが、新庁舎になりましてからは、月初めの8時35分から、出られる職員に出てもらって、一応、課に残るのは電話当番ぐらい残っていただいて、あと出ていただくと、そういう想定をしながら、職員への月の連絡を行って、それでその中でもいろんな訓示をしながらやっていっておるという状況でございますし、あと課長会議ということで、これを庁議と申しますけど、課長会議に中でもですね、そしてあと至らなかった、それからまた徹底すべきことは課長のほうから、ちゃんと管理監督をしてほしいというふうなことまで、この会議の中で申し添えながらやっていっておるとというのが現状でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） ありがとうございます。この内容については、やはり職員、我々も一緒ですけど、コンプライアンスの遵守、これが一番必要になろうかと思えます。それから、教育の記録ですね、勉強会、いろいろな教育というのは方法があるかと思えますけど、その内容については、記録はもちろんとっていただきたいと思うし、継続することは必要だろうと思えます。そういうことでよろしく申し上げます。

それでは、最後、今後、漸次、人口減に対する職員数の問題というようなことで質問させていただきます。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 池永議員の質問は、人口が減った場合は職員が減るのかという質問だろ

うと思いますけど、まあ一概には減るとは言えません。というのが、今あるセクションで、業務がですね、だから国の制度自体が変われば減ってくる可能性もございますけれども、いろんなもの、国と県といろんな連携をしてやらなければならない業務が、今回もコロナの中でも新しく対策班を設けて、それ専従の一応班をつくって、一つの課をつくったような状況で今やっておるところでございますし、そういうことで、現在、今職員が200名体制ということで、ずっとしてきましたが、現在、今206名、ちょっと増えたんですね。これもいろんな業務に対して、一時200名切っておったんですけども若干増やさざるを得ないというふうなことで。

だから、職員が、人口が急激に減れば、当然、財政が厳しくなるという形になれば、まだまだ無理をしてでも人件費を絞らざるを得ないような状況になってくる可能性もございます。そのときは、当然、大なたを振らなきゃなりませんけれども、現状では、職員にもそんなに無理もさせられないというふうな形で、同じ全国の人口規模、それから業務の形態、そういうものを勘案しながら、職員はということで確保していくと。

できれば少ないほうがいいんですがございますけれども、やはり業務が停滞して住民サービスが低下するというふうなことになる、住民サービスが低下してもいいという形になれば、そういう部門の職員は、いわゆる減にしてもいい状況ですけど、やっぱりそれは私はしたくないと思っておりますんで、やはり住民の健康とかそういう問題、保健師はもう相当、ちょっと増やしました。そういう形の中で何とか健康づくりをやってもらわなきゃいかんだろうということで、そういうことで保健師、それから4月からは助産師も、当然、これ法令によって、国の制度によって増やさざるを得ないような職種も出てきておりますので、これは国県、先ほど申したように動向を見ながら、極力人件費は抑えつつも、なかなかそうはいかないという状況もございますんで、人口が減ったからといって減らすわけにはいかないという、保育園あたりも、今、もうぎりぎりの形で、いわゆる会計年度職員の方で先生に来ていただいている形が多々あるんで、できるだけ財政面を考えながらやっていかざるを得ないというのが現状でございますし、一概に人口が減っても、減らされるかという形は、そうではないということでお答えをしておきます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） 詳しい説明、ありがとうございました。

それでは、2番目の築上町の農業の現状についてということで、皆さん言われておるように、築上町は農業を主体とした町だというようなことで言われておりますが、現在、少子高齢化というようなことで農業従事者がだんだん減っていく状況でございます。最近の若い方は、結婚してから親と別居というようなことで、町のほうに行って、もう帰ってこない、そういう人が多いみたいですけど、これから農業に従事していく者は大変な状況になっていこうと思います。最近

は、営農組合、法人化した組合、そういうところで働いている人もおれば、雇用して野菜なんかを大きくやっている方もおられますけど、これからの農業を行政振興化としてどういうふうに考えておられるか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 築上町は、農業を専業とした町でございましたけど、近年、非常にやっぱり兼業農家のときはよかったですね。非常にやっぱり北九州近郊に勤めながら農業をやっていくということで、非常にやっぱり農業をやるだけプラスになっておったという状況でございますけれど、近年、やっぱり米価、米中心の農業でございましたんで、米価がやはり下がってきたという形になれば、なかなか兼業農家では間に合わないということで離農する方が非常に多くなってきて、現在では、ほとんどの方が農業をやっていないと。

そこで、築上町、それから築城、椎田も同じでございましたけれど、個別経営体と組織経営体という2つの観点で農業を伸ばしていこうと。個別経営体には規模拡大をというふうなことで、それから組織経営体は集落農業の、いわゆる推進をというところでやってきて、現在の現状でございますけれど、今その個別経営体というのが、認定農家、個人で農家しているのが、これ産業課からの資料でございますけれども、79名認定農家おります。それからあと集落営農ということで、組織経営体が24組織、それぞれ大体自治会を中心に組織をされておるという状況でございますし、この中でも非常に個別経営体は若い人が大分おります。しかし、組織経営体のほうが、ちょっとオペレーターの確保が非常に困難になりつつあるという経営体もあるんで、これをいかに今後は克服していくかという形の中で、できればオペレーターの派遣をするような組織がひとつ必要じゃないかなということで、今後そういう組織を模索していく。

それから個別経営体のほうは、非常にやっぱり伸んでおります。個人で経営能力があるんですね、皆さんね、今、認定農家になっている若い方はですね。というのが、全国、いろんな農業分野、いろんなことに手を出してしておるのが、名前出していかどうか分かりませんが、アルクさんという農業経営者、非常に頑張っておりますし、それからあとイチゴ農家の若手、イチゴ農家も非常に皆さん頑張って、ふるさと納税あたりが大分イチゴで、一応ふるさと納税をさせていただいておると、そしてその返礼品がイチゴという形、そういう形で個別経営体の79名のいわゆる農家は頑張っておると。だから、この個別経営体、もうちょっと増えて、あと組織経営体というか、これをうまく循環させるような、いわゆる地域の中でできればいいかなということで、産業課、農業委員会と提携しながらやっていこうというような考え方でおりますんで、今後、オペレーターの確保が非常に何とかしなきゃいかんだろうと、こういうふうに思っておるところでございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） ありがとうございます。ただいま町長の説明の中で、個別経営農家の育成というか、今営農組合、法人化した組合等で働いておる若者は確かに少ないというようなことで私も思っております。そういうところで働いてもらう若者については、これはやっぱり一年中仕事があつて、決まった、結局、賃金をもらっていかないと、その人たちもやっぱり生活はしていけないというようなことで、今町長が、ちょっと大分内容で話されておったですけど、その人たちのためには、そういう賃金等、雇用する上においては、賃金等、決まったですね、払わないと、将来的にもそういう人たちができなくなるだろうと思います。そういうことで、そういう面に関してはよろしくお願ひしたいと思います。

それから次に、農業の後継者等に関してということで、先ほどのお話と関連しておる内容もあるかと思いますが、今後、そういうことで農業後継者というのが本当に減ってくるんだらうと思います。それで、町として、そういう取組みですね、それに対する取組み、そういう案があれば、お聞きしたいと思うわけですが、よろしくお願ひします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、産業課のほうで実施をしております、いわゆる地域おこし協力隊ですか、現在、農業で1名、それから漁業で1名来ておりましたけど、農業の方はもう、一応協力隊から出まして、現在、小原のほうに定着をしておると。それから漁業のほうは、現在、まだ研修中ということで、今年で、今度、今2年目を迎えておるんで3年目になるんかな、漁業も大分一人前になりつつあるということで、多分定着をしていただけるということで、今後は、この地域おこし協力隊をどしどし募集をしながら農業従事、農林水産業従事という者を確保していくべきだろうということで募集をかけておるところでございます。

それから、また町内の居住の若者でも、そういう形で認定農業の認定を受けようという人も、まだまだおるようでございますし、そういう人たちに対しては、いろんな接触をしながら、認定農業者の会あたりと連携しながら、農業、それから1次産業を始めるということがあれば、ぜひ支援をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） この件に対しては、極力よろしくお願ひいたします。

それでは、次、今後の人口問題、関係人口等の施策に関してということで質問させていただきます。

今後、人口は少子高齢化ということで、だんだん減っていこうと思うわけですが、そういう中で関係人口という言葉があるわけですが、その関係人口の多い地域は人口が増えていくというような内容で言われております。

そういうことで、築上町において、この関係人口と言われる方がどのぐらいの人数おるのかなということで、私もよく分からないのでちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。

関係人口とは、地域や地域の人々が多様に関わる人々のことで、地域内にルーツがある人や、過去にこの地域で働いていた人や居住していた人、また観光で訪れる人や仕事で訪れる人などのことを指します。

地方圏は、今人口減少、高齢化によりまして、地域づくりの担い手不足という課題に直面しております。この関係人口と呼ばれる地域外の人々が地域づくりの担い手になることが期待されております。

関係人口は、住民基本台帳に登録されております定住人口とは違い、実数把握は極めて難しく、また地域によっても差があります。築上町の関係人口がどのくらいいるのかは、計測はちょっとできませんが、一つの例をとりますと、ふるさと納税の人数ということが一つのものがあると思いますけども、令和元年度におきまして、ふるさと納税の人数は約5,000人というような数字も出ております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） ありがとうございます。

築城地区ですね、築城飛行場があるわけですけど、飛行場に出入りする1,500人ぐらいということで聞いておるわけですが、こういう方については、関係人口という言葉には入らないわけですかね。ちょっとお聞きします。

○議長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。

お尋ねの築城基地の自衛隊員ということでございますけども、自衛隊員は1,500人ほどいるということでございますけども、この人数につきまして、築上町に住民票のある方は定住人口ということになりまして、その他の方が関係人口ということになるかと思えます。人数自体は実数がどのくらい、町外の方がというのはちょっと把握ができていませんけども、感覚的には半分か、もしくは3分の1ぐらいかなというふうな感じでは感じておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） それでは、将来的に関係人口を増やすというような具体的な対策なんかは考えられないのでしょうか。お願いします。

○議長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。

今、築上町では、第2期の築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略案というものを作成しております。その中で、関係人口の創出、拡大が重要であると考え、基本目標の中で、訪れたい人の流れづくりとしまして関係人口の拡大を実現させるための施策としまして、ホームページやSNSなどの充実を図るとともに、マスメディアを活用して効果的に情報を発信し、多くの人たちへ町を知ってもらう機会を増やすことや、ふるさと納税寄附者に町をPRして、寄附の継続や関係人口の維持増加につなげることを考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） ありがとうございます。一例を申しますと、みやこ町では、町を巡る自転車、そういう自転車で町を巡ってもらおうと、そういう取組みもあるようです。そういうことで、この関係人口の件ですね、いろいろやっぱり施策をお願いしたいところです。

それでは、2番目の最後のほうで。人口増の施策、婚活等に関してということで質問させていただきます。

最近の若い方は、本当に結婚年齢というか、だんだん上がってきておるようにあります。その理由として、社会の問題、それから生活の問題、自分の仕事の問題等いろいろあるかと思いますが、最近、結婚はもうしなくていいと、そういう考えの人も多いようにあるわけです。田舎においては、専業農家とかで百姓、農業をやられている方は、結婚するのがなかなか現状、難しいような内容になっていると思いますが。特に男の人なんか農業専業にやると、女性と行き交う機会、これは女性にしても同じことだろうと思いますが、特に、若い女性の職場として女性オンリーの職場もあるようにあるわけですが。こういう方たちの結婚の願望がある方については、そういう機会を設けてやるから、町のほうで講じてやるというような対策も持ったらどうかと思うわけですが。昔は、そういう機会を町のほうで設けたような、私が記憶もあるんですが、そういうことに対して、以前の結果とか、これからの内容ということで、ちょっとお聞きしたいわけですが、よろしく申し上げます。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

ただいまの婚活等の施策についてお答えします。

少子化対策事業として、男女の出会いを支援するため、平成29年度から3年間にわたり、婚活のイベントを実施しております。今年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントは実施は見合わせました。平成29年度から令和元年度の婚活パーティーには、1回に約40名程



度の参加がありました。ただし、築上町在住の参加者は2割から3割の割合という状況です。

今後は、町のイベント、地域活動、清掃活動などボランティア活動など、町の行事が身近な出会いとなるように、LINE、フェイスブックなど情報発信を効果的に行って、多くの方に参加、交流していただき、出会いの場につながるようになればと考えているところです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） できる限り行政としても、そういう内容で取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3番目の台風、強風時等における掲示物、飛来物等の危険性についてということで質問させていただきます。

町内、いろいろな掲示物、大小あります。大きな物については畳ぐらいの大きさの掲示物もあります。そういう内容で、強風に掲示物がおおられて人身事故につながったというような内容もあるようです。そういう内容で、行政として、そういう看板を危険物だと、危険物であるというような認知はしていただいておりますでしょうか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課、首藤でございます。

ただいまの池永議員の御質問に御回答させていただきます。

御質問の台風、強風等における掲示物等の危険性についてですが、屋外広告物管理というものを当課で行っておりますので、その立場から御回答させていただきたいと思います。

都市政策課が所管するのは、福岡県屋外広告物条例に基づき行っている申請受付及び管理指導に関する業務を行っております。規制対象となる屋外広告物とは、常時、または一定期間、継続して屋外で表示される広告板、広告塔、立て看板等で、基本、営利目的なものとなっております。以前は、当町は対象地域ではなかったのですが、福岡県建築広域景観計画が平成23年12月に制定されてから対象地域となっております。

この福岡県屋外広告物条例に即して、屋外広告物を掲示する場合は、当課が窓口となり、申請受付及び管理指導を行っているところでございます。その福岡県屋外広告物条例第13条において、申請者は、広告物を良好な状態に保つよう補修、その他必要な管理を行わなければならないとされており、許可証にもその旨を明示して許可を出しております。

これにより、申請者は、台風、強風等においても危険性がないよう管理する義務を負うこととなっておりますので、この申請されている広告物等については、適正管理に努めていただいているものと存じております。これについては、当課が見回りと、あと県のほうの条例になりますので、県のほうでも指導等を行っているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） ありがとうございます。この掲示物は、本当に危険なものが、掲示物はそうございませんけど、これは管理をちゃんと、設置したものについては管理をちゃんとしてもらうように、自治会長会とかで、そういうお願いをしてもらったらいんじゃないかと思うんですけど。そういう内容で、不在者の家ですね、空き家、空き家が点々と今しておるわけですが、空き家に附随した納屋、倉庫、そういうので台風、強風時なんか物が飛んで、物が他人に他所で被害を及ぼす、そういうことことは絶対これは避けていかなければいけないと思うことですが、そういうことについても自治会長会などでお願いしてもらったらいと思うわけです。

そういうことで、これで私の一般質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） 鞆野議員、ちょっと御相談なんですけど、3つの項目が一般質問出ているんですけど、午前と午後に分かれてもよろしいですか。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 40分ぐらいで終わると思いますので。

○議長（武道 修司君） そのまま続けていいですか。

それでは、ここで一旦休憩といたします。再開は、11時半からといたします。

午前11時20分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番目に、4番、鞆野希昭議員。鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 4番、鞆野希昭です。

地域と学校づくりの在り方というところで、学校と地域の連携についてちょっと一つ確認しておきたいんですけども、学校管理規則の第16条によって、学校評議委員会をつくりなさいと。そして学校運営協議会と学校評議委員会とあると思うんですけども、平成29年の3月に、教育委員会の告示によって「学校運営協議会」が「コミュニティ・スクール」と名前を変えたというところの考えでいいんですかね。ちょっとこれ確認させてもらって、それから質問に移りたいと思うんですけども。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

ただいまの学校運営協議会と学校評議委員会のことでございますが、学校評議委員会につきま

しては、学校運営協議会、コミュニティ・スクールの制度ができてから、そちらのほうに業務の内容といいますか、住民の方の意見を伺うという趣旨が同じでございますので、コミュニティ・スクールのほうに統一しているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 鞆野議員。

○議員（**4番 鞆野 希昭君**） そしたら現在、学校評議委員会とコミュニティ・スクールは、同じ考えの下で活動されておるといところですね。それと、学校運営協議会はコミュニティ・スクールに移行したと。そしたら、学校の関係の中で、私は組織が学校運営委員会と評議委員会とコミュニティ・スクールと3つあるのかなと。それで、条例ずっと見ていきよりましたら、29年の3月に、教育委員会の告示によって、学校運営委員会はコミュニティ・スクールに移行されたと、そのように書いとったから、今現在、地域で学校評議委員会とコミュニティ・スクールが運営されとるのかなと、そういう考えなんですけども。

○議長（**武道 修司君**） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（**野正 修司君**） 学校教育課、野正でございます。

学校運営協議会とコミュニティ・スクールについては同一のものと考えております。それから、学校評議委員会については、先ほど申しましたように、機能といいますか、内容が同じものがございますので、学校運営協議会のほうで行っているという考えでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 鞆野議員。

○議員（**4番 鞆野 希昭君**） これにあまり時間を取りたくないんですけども、そしたら今地域との交わりとして、学校運営協議会とコミュニティ・スクールがあるといところですね。

（「一つ」と呼ぶ者あり）一つ。分かりました。そしたら、学校運営委員会もコミュニティ・スクールの委員さんの活動内容も全て同じだといところの考えでいいんですね。分かりました。

そしたら、2番目の地域社会の中での学校の役割と、コミュニティ・スクールはどんな活動してくださいといところで、学校運営協議会規則の第2条の第1項の目的を達成するために活動してください。その目的というのは、地域の住民及び保護者が学校との連携の下、目標を共有し責任を分かち合い、協働して児童及び生徒の育ちに関わる学校と地域の風土が醸成されることと。そして2番目には、学校、家庭及び地域の教育力が向上することにより、児童及び生徒の豊かに生きる力が育成されること。3番目に、もろもろの、やっぱり地域と学校の関係が、信頼が深まって、地域を支え信頼される学校となって、地域とともに頑張りましょうというような目標がそれぞれ書かれとるんですけども、学校は地域の核に今なって、歴史文化も一緒に地域と育てていきたいと思いますといところで、こういうコミュニティ・スクールができてきていると思うんで

すけども、そのそれぞれの学校の目標、コミュニティ・スクールと一緒に取り組む目標を、地域の人たちにどのように周知しているのかと。やっぱり地域の人知らない、うちの学校はどういうふうな目的をもって今後活動していくんだというところが分かりませんので。どのような目的があるのだと、その目的をどのように周知しているのかというところを教えてください。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

住民への周知でございますけども、各学校で学校通信等を回覧等で回しておりますし、その中にもコミュニティ・スクールのことには随分触れていると思いますので、その辺で周知と考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 回覧は回ってきます。回ってきますけども、コミュニティ・スクールはその地域と学校とともに、生徒とともに、地域を支えていき地域が学校を支えていくというような内容じゃないですよ、今行っているのが、朝の挨拶運動とかそういうところだけで。登下校の見守りとか。そういうところから全然進捗していないように感じますので、そこんところ今後はコミュニティ・スクールが地域にどういうふうに関わっていきたいのかというところを詳しく教えてください。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。鞆野議員のお尋ねの件でございます。

学校は、これまで地域の文化や生活の中心的な役割を担ってきたと考えております。この地域と学校とのつながりは、コミュニティ・スクール制度が導入されまして、さらに整理をされ、充実活性化へとつながってきているというふうには認識しているところでございます。

今現在、先ほど議員さんのほうからお話がありました見守り活動等も行っておりますけれども、今後、文化発表会とか運動会、それから地域のクリーン作戦、見守り活動等、学校の行事や取組みに関わって、地域の子ども、そして職員の触れ合い等、多くの豊かな心の足跡を残していきたいというふうに考えております。

具体的には、今、見守り活動で地域の方からいろんなことを子どもたちが守っていただいております。将来的には、子どもたちが地域に向かって働きかけることができる、地域貢献ができるような活動まで膨らませていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） ありがとうございます。そういうことができれば本当に地域に関

かれた学校になると思います。そういうことをするのであれば、私たち地域も協力させていただきたいというふうに思っております。

それと、少子化問題における町執行部との取組みというところで、学校の統廃合を考える前に、学校を減らしても人口は回復できないのではないかと私は今思っています。減らせば減らすほど地域や学校が寸断され、子どもの数は減っていくと、今私は思っています。これ以上減っていくのではなかろうかと。今ある小規模校をいかに維持するか。人口減少の不安から逃げず、正面から少子化に取り組んでこそ、問題克服の糸口が見えてくるのではないだろうかと思えます。

そこで、少子化問題は、社会経済に目立った人間を育てるのではなく、先ほど教育長さんが言われたように、地域に貢献できる子どもを育てると。子どもたちに家族や地域の在り方を教え、生命や社会の尊さをしっかりしてもらおうような教育をして欲しいと。それと、子育てをして、地域の伝統文化や催しに触れることで、豊かな人生経験になると思っています。そこで、子どもたちに家族や地域の在り方を教え、次世代再生産に内在する生命や社会の尊さをしっかりと理解してもらおうことや、子育てし、地域に参画する中にこそ豊かな人生はあり、自分がどうして生まれたのかを正しく理解してもらうためにも、人生教育の確立が不可欠であり急務だと思っています。

このような人生の見本を具体的に示せるのが、地域のそれぞれの校区の大人だと思います。将来世代の教育を学校の先生や児童や保護者に押しつけず、町と地域全体で関わる仕組みを再建すれば、地域の自治も再生し、少子化対策の一部になるのではなかろうかと考えていますが、町の考えはどのような考えをお持ちですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 少子化と学校という観点を受けて、なかなかやっぱり少子化を克服するというのは非常に私は困難だと思っています。今の世界情勢、それから日本の情勢考えれば、やっぱり教育に金がかかるという、一つ日本の行政はそういう一つの仕組みになってしまっているということで、これはもう少子化という形を選ばざるを得ないような家庭環境になっております。だから、これはやはり少子化という形になれば、やはりもう子どもの育児、そういうのを全て公費で賄うような形になれば、それは少子化を免れるんじゃないかなと思うんですけど、やっぱりどうしても子育てに金がかかるという、これがやっぱり一つのネックになっておるんじゃないかなと思っておりますし、国がどのような考え方で少子化を克服するかという、町だけでやれても非常に克服難しい状況。

フランスあたりがいわゆる出生率が2を超えたという、これやっぱり国を挙げて、国がやっぱりそういう施策をやったから出生率が上がってきたと。それまでは1.5以下だったような、私、記憶があるんですけど、それが2を超え出したというふうなことで、やっぱり国の一つの方針がそういう一つの子どもを、少子化を克服するという状況になろうと思うんで、何とかやっぱり国

が一つ大きな方針を立てていただいて、そして我々市町村が追従するという形じゃないと非常にこの少子化の克服は難しい。

そしてまた、国の政策も一緒ですね。というのが、いわゆる端々を過疎化に持ってくるという政策を今まで国がやってきております、実際。というのが、国鉄の民営化、これがもう日本全国どこでも血が流れ、人間の体と、血管と同じように網羅されておった国鉄を、いわゆるもうかる路線しか、JRは切り捨ててしまう。そして後は、市町村へのいわゆる列車に、交通網というか、そしてもう市町村の連合体が手を挙げつつあるところ非常に多々あります。前の田川線でも一緒ですね。平成筑豊鉄道と。市町村に相当負担がかかって、そして日田彦山線もこの前の災害でも一応彦山までという話になって、それ以後はバスでという、そういうやはりスクラップ・アンド・ビルド方式といたしますか、これがやっぱり日本を、全体に同じレベルで生活してもらうという形になれば、やはりそういうものを隅々までできるいろんな政策が反映できるような、というので私は田中角栄さん、日本列島改造論と、これ非常に私は尊敬して昔からおったんですけど、日本どこでおっても同じ生活ができるという形、これやっぱり国に我々は求めていくべきじゃないかなと私自身は思っておりますし、一つの町村でそれをやれと言っても、非常になかなか難しい問題があるというふうに私は考えておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） なかなか国の方針で、町単独でやれば財源が厳しいと。私はそういうふうに、財源を使うとかそういうところで町長にお尋ねしたんじゃないんですけども。コミュニティ・スクールの中で、地域の方たちがコミュニティ・スクールに交わることで、子どもたちも地域と触れ合う中で、いろいろ自分たちはこういう地域で育てられたんだと、そういう気持ちを持って、それと地域で交わることで、それが人間の尊さ、人生の尊さなんかを学んでいただく上で、おのずと、すぐにはできんと思いますよ。少子化も克服されるような教育ができてくるんではなかろうかと。

それで、築上町の学校を卒業した子どもたちは情緒豊かで、本当に素直な子どもたちが多いなと。それに学力がついてくれば言うことはないんですけども、そういうふうなコミュニティ・スクールの在り方等も町も入って一緒に話し合ったらどうなるんだろうかと。

そして、昨日本を見よったら一例で、今築上町のほうも朝夕の通学の見守りや、していますよね。そして、父兄や退職後の高齢者が答案の丸つけをしたり、放課後の校庭開放に協力し、子どもたちから元気を得ていると。お互い喜んでいて。このように地域の協力が得られれば、その分先生達は授業の準備などに時間を使える、手厚い授業ができる。子どもたちにとってもこうした触れ合いは、保護者以外の大人との交流ができ、情緒が豊かになるという例も聞いています。

また、学校は災害時の避難場所であり、地域社会の崩壊が取り沙汰されている中で、いざというときの学校の役割は大きくなってくると思います。

コミュニティ・スクールの成否は今後の町の行方を占うものになりそうです。それゆえ、もし学校が小規模化し、その存在が問題視されている地域があるなら、それこそコミュニティ・スクールと地域の核となる学校づくりに、学校、地域、行政と存続の在り方、なかなか難しいんでしょうけども、今後の在り方の話し合いを始めてほしいと思います。お願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） コミュニティ・スクールということで、本町は全校に設置をいたしておりますけれども、これ私が教育委員会と協議しながら、私がいわゆる教育創生会議というのに会員となって出ております。そこでいろんな勉強して、この制度はいいなということで一応導入を前教育長のときをお願いして、どうでしょうか、やろうという決心をいただいて、全校に創設をしておると。

というのが、今までは、それができるまでは、先ほど鞆野議員が話ししていました学校評議委員制度、これは校長、学校をサポートするだけの会でした。実際は、けども、学校運営協議会イコールコミュニティ・スクールなんですね。これ、呼び方がコミュニティ・スクールという、学校運営協議会が今本町では正式な呼び名ということで、ここでは学校運営に対して校長がその運営委員の皆さんに、今年の学校運営はこういう方針で行きますよと方針提案をして、了解を得なければある程度運営ができないというふうな制度に学校運営協議会の性質はなっておるところでございまして、それによってまた先ほど言った運営協議会が、評議委員会の仕事も一緒に兼ねておるとというのが、先ほど野正課長からも話ありました。それ以上のものをやはり地域と一緒に、子どもを育て、そして勉学も一緒に伸びるようにやっていこうというのがこの制度だということで、当然町としてもお金が要るような状況もあれば、それは予算は当然つけていくし、教育総合会議では私も一応一緒に話ができるんですけど、後の学校運営については一応口出しをしちゃいけないという、まだ制度でございまして、そこんところは予算をくださいと言ったら、いいことについて予算づけしていくというのが私の仕事だろうと今思っております。

とにかくコミュニティ・スクール、学校運営協議会は校長と地域の委員さんと、これが主体になって、教育委員会もそんなに学校運営、運営については物は申せないんじゃないかなと私は思っておりますし、そのところは教育長の考えで示していただければいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） なかなか少子化というのは本当に難しい問題と思いますが、昨年

の10月の26日にコミュニティ・スクールの委員さんと学校運営協議会の皆さんが集まって、今後の少子化についての話し合いを行うというのを聞いたんですけども、そのときにどういうふうな少子化問題に取り組むという話が出てきたのか、今分かれば教えてもらいたいと思いますが。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

10月の26日に、CS連絡協議会拡大委員会というのを開催しました。その中で、通常であれば学校の校長先生と担当の教員の先生、それと教育委員会とで連絡協議会というのを開催しておりましたが、その10月の分につきましては各協議会の会長さんにもお見えいただいて、各学校のコミュニティ・スクールの取組み等について意見交換をしてもらいました。またその中で、ちょっと題名が少子化問題というのはちょっと大き過ぎたんですけども、今後の築上町の少子化に、変わりなく築上町も減っておりますので、今後の学校の在り方等について、ちょっと協議をさせていただいたというところでございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 一番の問題は少子化が止まらないと。今町長はもう止める方法はないみたいなことを言われよりでしたが。地域と学校が、子どもたちが生き生きと輝いていることこそが少子化問題をはねのける絶対条件だと考えます。そういうことは地域の自治が不可欠であり、そして自治は現実の地域の中で一人一人の成長を伴って実現するものであり、学校はその際立った重要な場であり、逆に言えば、地域の絆が希望になることこそが少子化をもたらす最大の要因になるのではなかろうかと思えます。

今後とも、子どもたちの明るい将来を考え、学校教育、コミュニティ・スクールのほうに頑張っていたきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、町と自治会との結びつきというところで、産業・観光等の今後の考え方というところで質問いたします。

今、町内にある循環型農業、液肥の利用促進で、特産物として上げられているのがレタス、イチゴ、スイートコーン、キクイモ、ヤーコン、イチジクとよみつひめだと思えます。そのほかに町のあれを見ていると、菜の花油、しいだアサリ、豊前海一粒かき、隊員食堂カレー、寒田あられ、寒菊、麦焼酎蔵内邸、麦焼酎城井鎮房等が上がっておりますが、液肥利用で農産物に高付加価値をつけるとか、そういうところがあるのでしょうか。また、液肥を利用して高付加価値がついた農産物があるのか、質問いたします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

御質問についてでございますが、議員おっしゃったとおり、築上町では町内で収集したし尿を



有機液肥として町内の農地に還元する、いわゆる自然循環型農業を展開をしているというところ  
でございます。

現在のところ、主に米と麦、それとレタスについては一部液肥を使用しております。そういう  
状況で、主には米と麦という形になっておりまして、その他の野菜等に使用されていないという  
のが現状でございます。

そういう状況の中で今産業課として検討しておりますのが、今年度濃縮液肥施設を建設をして  
おります。また、来年以降濃縮ができるようになりますが、その段階でスイートコーンとかキク  
イモ等の特産品へと展開ができないかということで、今後検討を行っていきたいというふう  
に考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 今、液肥巡回型農業……

○議長（武道 修司君） 鞆野議員、鞆野議員。補足が町長あると。新川町長。

○町長（新川 久三君） 液肥は高付加価値を望んでしたものじゃございませんし、基本は自然循  
環型という形で、一つ世の中の流れもございませうけれども、これで資源を無駄にしないという形  
で農地に散布すると。そして、その肥料を使った農家は経費低減になるということで、大体  
10アール1万円の経費低減になりますよという一つの、肥料のやり方にもよりますが、大体  
1万円くらい10アール経費低減になるというふうなことで、1町作れば10万円、だから  
10町作れば100万円という一つの経費低減になるという触れ込み。そして、若干付加価値が  
ついているのはシャンシャン米「環」いう米が、これが一応市場には出回っておるということで、  
これは後、消費者の皆さんがどれだけこれを見ていただけるかと。

やはり液肥をやることによって、いわゆる微量要素といいますが、これがどどん土の中に供  
給されまして、この微量要素はいろんな、多くの微量要素が人間の排せつ物には含まれておりま  
すので、それを土に還元して、それを植物がこれを吸い上げて成長していく。そうすれば病虫害  
に強い作物になったり、それから栄養価も少し他の作物より高くなるという、こういう触れ込み  
はやっておるんですけど、後は消費者がどこまでまだ理解をしていただくかということで、シャ  
ンシャン環と麦については今モチ麦ですか、これを少し干拓の方が一応栽培しておるというこ  
とで、こういうのをやはりどどん販路を広げていって、そうすれば少しは農家の所得が増大にな  
ってくるというような考え方になるんで、土地利用型は特に付加価値、加工すれば、付加価値と  
いうのは6次産業化しなければ付加価値にはならないという状況でございます。後、キクイ  
モ、それからヤーコンあたりがこれで栽培できれば、多く栽培できれば、それはそれで付加価値  
ができる産物になるのではなかろうかなとこのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 町長は今、液肥を使っても付加価値にはつながらないと、一部つながっている農産物もあると、経費の削減ができるんだというところですけども、産業課が築上町人・農地プランの実質化というところで、9地区の農業経営者、組織経営者や個人経営体のほうから話を聞いて、その1地区から、液肥を利用した農産物の高付加価値化を進め、経営安定化を図ると、そしてあとの8地区は、複合経営を行い、経営安定化を図るというところで回答が出るとみたいですけども、やはり液肥を使って高付加価値のある野菜を作りたいというのが作る側の思いでしょうから、そこんところはやはり行き違いのないように、町からもしっかりと説明をしてほしいと、そのように思います。

それと、担い手の確保というところと中間管理機構のこともちょっとお尋ねしようと思うんですけども、問題の中にそういうことを書いておりませんので、その分につきましては次回の質問でさせてもらいたいと思います。

それと、アサリの養殖の実態と将来構想についてと。アサリが今ほとんど掘れないと。それと、そのことについて実態調査はどのように行っているんだろうかと。それと、袋栽培ですかね、アサリの袋栽培。それ漁協の人に聞きましたら、アサリは今掘るんは少ないけども、掘れんけども、袋栽培の中にはいっぱいアサリが育つとと。それで、前から町長がよく言われよったやないですか。いかだで袋をぶら下げてアサリの栽培を行うと。そういうふうな構想が今から何年ぐらい経ったらできるんだろうかと。やはりアサリは町の特産物であるし、本当椎田アサリちいうたら身がぷりっとしておいしいんだと、そういうふうにみんな思われておりますんで、アサリの現状と将来の構想。

それと豊前海の一粒かきについても現状と将来の構想も一緒にやってもらいたいと。一粒かきにつきましては、先ほどの質問の中で地域おこし協力隊員の松村一成さんちいうんですか、がおられると。その一成さんの広報の中に一文毎月書いてくれていますんで、1月の7日からカキが販売されたとか、そういうことが分かるんですけども、アサリのほうがよく分かりませんので、アサリについて現状と将来の考えはどういうふうにあるんだというところをお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

まずアサリの増養殖事業の現状ということでございます。例年稚貝の放流と、あと議員がおっしゃられた網袋の設置について、町から助成を行っているというところでございます。そのことで例年、アサリ資源の回復ということを期待しているところでございますが、やはりなかなかの

自然が相手ということもございまして、資源の回復にはなかなか成果が上がっていないというのが現状でございます。

そういう状況で、今年の潮干狩りの解禁も、新型コロナウイルスの緊急事態宣言下ということもあって、例年3月の第1週の土曜日ぐらいに解禁をするわけでございますが、今年については解禁を見合わせております。

資源量の状況でございますが、昨年末に豊前海研究所が浜宮のほうで資源量の調査をしております。結果としては、昨年が非常に資源量が少なかったんですが、昨年と比較すると増加はしているものの、例年と比較するとやっぱり低調であるという報告を今受けているところでございます。

それから、将来の構想ということで御質問ございました。そのことについて、漁協関係者の方々とお話をする中で、やはり関係者の方は往年のしいだアサリを復活をさせたいということ強く思われているという状況です。そういうことで来年度になりますが、稚貝の放流をするだけでなく、やっぱりアサリの生息環境の干潟、これの回復が重要ではないかということで協議をいたしまして、来年度当初予算のほうに関連経費を計上しておりますが、新たに国庫補助事業を、水産多面的機能発揮対策事業、この新たな国庫事業に取組みをして、具体的にはこの事業で干潟の耕うん等もできるということで聞いております。そういうことで、往年のしいだアサリの回復のために、まず干潟の資源回復、干潟の回復に取り組んでいこうということで、今、来年度以降取組みを進めるということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） やはり干潟をつくるのが一番の問題だと思います。漁業従事者の人に聞いても、堤防に打ち寄せた波がそのまま砂を持って帰らんで、テトラポットでそこに止まってしまうと。それで干潟が物すごく硬くなると。それで話をしながら見よったら、本当にテトラポットのところには砂がいっぱいあるんですね。だけん昔は、テトラポットがないときは、潮が満ちてきて引くときにその砂と一緒に連れて帰りよったが、今テトラポットがあるから砂を連れて帰りきらないと。海岸と堤防とテトラポットの構造も少し改善できればと。今、西八田漁港のほうでずっと、堤防の下に車が通れるような道を造って石垣で積んでいますよね。ああいうのが堤防の内側にずっとできれば、潮も砂を持って帰って土壌も良くなって、またアサリが復活するのではなからうかなあと。かなりのお金がかかるんやろうねえちいう話で終わったんですけども、そういうところもあるみたいですので、現場の話も耳を傾けて、そういうことも頭に入れてもらって、今後の対策を考えてほしいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。項目のちょっと途中になりましたけど、もう12時をちょっと過ぎましたんで、この項目で一旦切らせてもらってもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。だから、2番目の項目の②からは午後からとさせてもらいたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

それでは、ここで午前中の一般質問を終わります。

再開は午後1時からといたします。お疲れさまでした。

午後0時05分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の続きからとします。4番、鞆野希昭議員、続きからお願いをいたします。鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 産業観光等の今後の考え方で、産業のほうは終わりましたが、観光のほうに移らせてもらいます。

我が町の観光につきましては、農林水産業など体験型観光資源の整備と飛行場のある町として、新たな観光施設の整備や商品の創出を行うと計画にあります。また、観光ネットワークの構築として、歴史、文化、史跡、伝統芸能、食、農林水産業などを融合させたストーリー性のある観光ブランディングを行い、長時間滞在可能な魅力ある観光ルートの構築を推進し、年間を通して観光客が来るようにしたい。また、標識、パンフレット等の情報発信母体の充実や分かりやすい観光案内を強化し、旅行会社やマスコミなどの連携による積極的な観光のPRを行う体制の整備を行うとありますが、今現在、体験型観光資源やネットワークの構築で、文化や歴史や伝統芸能、食、農林水産業とともにストーリーのある観光ルートというふうなところのお考えを、現在のお考えを教えてください。

それで今、ロッカーを見てみますと、築上町観光ガイドブック、ほっと築上町もつと築上町という観光の案内がありました。こういうのをもう少し有効利用したらどうかというふうに、ほかの議員さんともお昼休みに話したんですけども、こういうふうなガイドブックの活用の仕方というところもありましたら教えてください。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。ただいま質問にありました観光の今後の考え方についてお答えいたします。

現在、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込む予定ですが、先ほど議員さんのほうから言われました魅力ある観光資源を有効活用したストーリー性のある観光ブランディングに継続して取り組むとともに、福岡・北九州都市圏からマイクロツーリズム、短距離観光で交流人口

の拡大を図り、旧藏内邸や上城井地区を中心に地域おこし協力隊を採用し、地域の活性化を図りながら町の観光資源をSNS等を活用し、情報発信したいと考えております。

先ほどパンフレットを御紹介いただいたんですけど、2月末に中身のほうを新しい情報に差し替えて、出来上がったばかりでございます。こちらのパンフレットとかも、いろんなどころで配布していきたいと思っておりますし、令和3年度の事業を予算に今計上させてもらっているんですけど、観光の看板、そちらのほうも新しい情報を入れた形で作り直す予定で計画しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） やはり観光は、ストーリー性があって、そこに滞在する時間が長くあるような観光ルートにしてほしい。できれば、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなどを利用して、宿泊施設と体験ができるところもできればなど、そのように思っています。

それと、先ほどのガイドブックですけど、議員さんのほうから、ある議員さん、昼休みに話した議員さんのほうから、これを道の駅等に置いていって、よそに行っても、大分市内行っても、長崎行っても、帰りにはちょっと築上町に寄って帰ろうかなと、そういう気分にもなるんじゃないかと、これをもう少し有効なPRをしていただきたいとお願いして、次の質問に移ります。

人と人との互助活動についてというところで上げております。これは、やはり地域の互助活動というのは、地域福祉の根本ではないかと思っております。顔を合わせ、顔色や隣人のしぐさによって、隣の人が調子が悪いんじゃないかとか、変化に気がつくとか、そういう互助力がつけば、最高な地域になってくるんじゃないかならうかと。

それには、それぞれの地域の形態により活動も違ってくると思いますが、それを取りまとめて地域で暮らしやすい環境を整備する事業を取り入れ、社会福祉サービスの充実を推進すればどうかと思います。

きれいごとと言われるかも分かりませんが、地域の人と人とのつながりが希薄になっているようにこの頃感じられます。やはり地域のイベント等が、限られた人が出ていくというところで、昔はそんなに遊ぶことがなかったんで、お祭りとか地域の行事とかいうたら、子どももみんな出ていくんですけども、この頃は限られた人しか出てこなくて、あの人はどこの人かねとか言われるときもあるようなところもあって、本当に地域のつながりが希薄になったなと感じております。

そして、人と人が相互に尊重し合い、安心して暮せるまちづくりのネットワーク化を考えたらどうかと。昔、民生委員さんを中心に愛のネットワークとありましたが、やはり地域でも人と人とのつながりで、私が地域で何ができるかと、そういうような地域を中心とした活動。地域を中心とした活動というよりも、地域で行いたい活動をどこかでアドバイスしていただけるような場所づくりとか、こういう人たちもおりますよというようなネットワーク化があれば、紹介

もしてもらえし、皆さんと同じ考えを持った人がそこで共有できる場所もありますんで、地域で互助力をつけるために、何かネットワーク等のお考えがあれば教えていただきたいなど。継続的な活動ができるネットワーク活動というところなんですけども、なかなか難しいところだと思いますけども、よろしくお知らせしてください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 鞆野議員の言うのも本当にごもっともなことだと思いますけど、本当に地域という形が大事でございます。地域の関わりで社会を運営していく。この築上町は、やっぱり稲作文化、稲作の地帯でございますし、地域の鎮守の森、神社を中心にそういう形でやはりコミュニティがつくられてまいりました。それと、江戸時代、五人組の制度ということで、これは当時、江戸時代の当時は時の政権が自分たちの政権を維持するために、五人組という一つの制度をつくって、しかし、それがいい意味では地域のつながりというか、皆さんで助け合っているという、何ていいますか、幕府に対して自分たちで助け合うという、そういう精神が培われて、日本で、外国にはない、いい地域全体の形になってきておって、それが近年だんだんやっぱり壊れてきたというのが現状です。

しかし、本町においても、そういう地域文化というのはまだ残っておりますし、そういう文化をある程度助成、助長しながら、どこの自治会においても村づくり地域計画というものをつくっていただきながら、自由に使えるお金を交付金として出させていただいております。

だから、そういう一つの予算化の中で、村づくり地域計画の中で地域の運営はどうするかという一つ構築を立てていただくというのも大事でございますし、そして、なおこういうのをやりたいという地域計画があれば、どんどん町のほうに提案をしてきていただける。

特に上城井地区が、今、いい例でございます。上城井地区の自治会が、上城井ふれあい協議会という組織を立ち上げて、何とかしようじゃないかと。観光にしっかり、フットパスということで、それぞれの自治会ごとに、そしてそれを連携した形で、上城井地区の一番下から上まで歩いて散策するような今コースも、皆さんで協議をしながら設定していただいております。それから、農産物についても、キクイモを中心に地域のふれあい協議会の中で生産、それから加工、販売と付加価値を、これこそ高付加価値をつける形で皆さんがもくろんでおるし、そういう一つの地域のつながり、地域によって地域を維持するということが、非常に大事、これはもう鞆野議員も申したとおりでございますし、これについては町のほうも一応助成をしていこうということで、若干の補助金を出しながら、また、県からも補助金をもらって、一応地域の振興策を、一応皆さんで練っていただきながら実行をしていただいておりますというのが現状でございますし、そういう一つのモデルを見ながら、全町にやっぱりそういう一つの動きが出てくれればありがたいかなと思っておりますのでございますし、無理やりに町がやりなさいと言ってもやれるもんじゃないし、地

域がやっぱりそういうことをやろうじゃないかということを決議しながら、皆さんで取り組んでいただくというのが大事な形ではないかなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 町長の言われることはよく分かります。本当、地域が盛り上がって地域の自治がまとまってこない、町全体の自治の盛り上がりがないと思いますんで、また、そういうふうな町のほうも考えておると、そういうところをまた地域にもお知らせしていただきたいと、そのように思います。

それと、職員の育成と各課連携の在り方というところで、正しく見る、正しく聞く力を養い、適切に各課連携してできる職員の育成と。本町におきましても、平成28年に築上町人材育成基本方針を策定し、事務の効率化や職員の育成に努めていますとあります。

また、限られた資源の中で、行政事業の効果と効率化をより意識した取組みを行うのは大変だと思いますが、県内で起こった事案については特例と思いますが、5歳児の子どもが餓死したと。その新聞記事等を見ますと、幼稚園ですか、そこから町のほうにも相談があって、町の職員も何十回となく訪問したと。そして、県の職員も訪問し、幼稚園や児相の相談員と職員等も何回も訪問したけども、子どもの状態を見抜けなかったというような悲しい事故が発生しております。

そのような悲しい事故を防ぐためにも、やはり各課連携の下、それぞれの課が連携すれば、国とか県の機関とか、そういうところにも連携してくるんでしょうから、単独で相談に行くとかそういうのを避けて、この事例でいえば、やはり医師なり保健師さんなり警察と一緒に同行していれば、こんな悲しい事態が防げたのではなかろうかなと、そういうふうにご考えておりますので、正しいネットワーク、先ほどからネットワークが好きやねっちと言われることがあるんですけど、正しいネットワークを構築して、仕事は持ち込まずにみんなで共有し、各課連携の下、国、県の職員連携の下でこういうところ、民間の力も借りんといけませんけども、そういうところを訪問すればというふうにご考えております。

それで、もうこれは質問というよりもお願いです。少ない財源の中で一生懸命されていることと思いますが、先ほどの質問の中でも、みんなが明るい職場でうれしいなど、そういうふうな意見もある。それと、町長の話の中では、1回は明るく対応できるけども、2回目行ったらなかなか気がつかずに、自分たちの仕事の話だけで、お客さんっちゃあ悪いんですけど、窓口を訪れた人には気がつかないというようなことがあると。そういうようなことないように、誰が来ても尊重して手続をしてほしいなど、そのようなお願いでこの質問は終わります。

最後に、基地対策についてですけども、周辺住民、80W以上の住民の意見の聴取と対応というところで挙げています。

全町の方に尋ねるのが一番いいのではなかろうかと思いますが、全町対象にして意見を聞くということはなかなか難しいところであり、現在、80W以上のところの地域に、地域の人たち、人たちといっても、それぞれの自治会の代表、老友会の代表、子ども会育成会の親と子の代表、子育て中の人、保育園・幼稚園の先生や園児、PTA関係の意見を参考にできるように意見聴取をして、その意見を参考に基地対策や、基地対策から国に要望に行くときには、その意見を基に要望書を作成して、こういう問題があるんですよというところを国に強く訴えられるような組織として、町のほうに意見の聴取等を行ってほしいというところを考えておりますが、できますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これ、基地対策に限って、でも、全般に町政懇談会を、これずっと2年に1回、最初は毎年やっておったんですけど、非常に、66か所あるということになって、これに全部精力つぎ込まないかんような状況でございましたので、2年に1回ということで、もう校区単位でというふうなことで、今、実施をずっとさせていただいております。

そこでは、非常に基地対策、八津田地区からは非常に強い要望が出ております、実際。けれども、国に持っていけども、なかなか国が対処しないというのが現実です。築城基地だけの言い分をとという形、よそもあるんだよという話にもなって、なかなか。じゃあ、全国的にこの問題を一緒に展開しながら、例えば6基地の中でという話もありますけれども、逆にこれ、単独でやったときにはやぶ蛇になるようなところもございました。というのは、宮崎の新田原基地の新富町が、いわゆるコンターの見直しを迫ったところ、逆に狭くなったという状況もあって、そこで6基地の皆さんが元に返したという状況がございます、実際。

それで、勝手な行動をすればそういう状況にもなりかねないという状況、今、音量というのが昔に比べたら、コンターを設置したときよりも音量が小さくなっておるという状況もございますし、そこのところはてきめん、皆さんの意見は十分承知しておるんで、とにかく平成4年10月以降に建った家が防音になっていないと、これを何とかしてくださいという今要望を何回もやとる。鞆野議員も、多分上京のときがあるんで、その部分強く要望していただきながら、いわゆる今住んでおる人が迷惑しておるのはこの分だということで、強く私は要望今してるけど、なかなかやっぱりこの要望がかなえられないというので、議会の基地対策委員会と一緒にあって、この要望はかなえてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 本当に議員になって、基地対策の委員になって、国に要望に行くんですけども、なかなか要望を聞いてくれない。それで、こっちが伝えた要望に対して、あなたたちの返答を文書で返してくれないかということをや、五年続けて言ったんですけども、去年や



と課長がそれはできますよというところで、その分がやっと可能になったというところになっておりますが、やはり諦めずにこつこつと地域の人の意見を協働のまちづくりというところで、地域がこれだけ困っていますよというところで持っていきたいなど。

また、基地は町の地域資源とも考えておりますので、一緒に共存共栄の立場を忘れず、基地の対策についても考えていきたいなと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） 次に、4番目に、6番、北代恵議員。北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 6番、北代恵です。通告に基づいて質問させていただきます。

まずは、新型コロナウイルス関連の支援について質問させていただきます。

昨年12月以降、コロナウイルスの新規陽性者数が増加し、12月12日には福岡コロナ警報が発動されました。その時点での福岡県内医療提供体制の状況も逼迫しており、令和3年1月14日から2月7日までの期間、県内全域で緊急事態宣言が発令されました。しかし、2月2日には、2月7日までとされていた緊急事態宣言も、3月7日まで延長が発表されました。

緊急事態宣言中は、不要不急の外出、移動の自粛、飲食店の営業時間の短縮、在宅勤務やローテーション勤務の徹底が要請されています。このような状況下では、飲食店にとどまらず、様々な業種も影響を受けております。

築上町では、現在、3月12日までを申請期限とし、新しい生活様式対応事業所支援金として、店舗等における新型コロナウイルス感染予防の対策を行った事業者の皆様へ支援金の給付を行っておられると思います。

この事業に関しては、昨年6月に私が要望書に上げさせていただいた内容の一部でもあり、取り組んでいただき、誠にありがとうございます。

しかし、2度目の緊急事態宣言を受け、今問題になっているのが事業者の皆様が抱える人件費についてです。先日、テレビでも報道されておりましたが、緊急事態宣言中でも時短営業に応じない店舗が増えているということです。理由を聞くと、支援金だけでは従業員の雇用を守れない、家賃を払えない、生活していく上ではやむを得ない状況であるとのこと。やはり支援が行き届いていないのが現状なのではないでしょうか。

国や県で補えない部分は、町が補っていかなければいけません。町内のある事業者さんからも、悲痛の声を頂戴しております。緊急事態宣言中では、やはりお客様の足が遠のいてしまう。飲食店ではない店舗には何の支援もないのに、お客様ばかりが減ってしまい、従業員をこのまま雇用し続けるのは難しい。毎日そのことを考えると、夜も眠れない日々が続きます。何とか助けてい

ただけないんでしょうか。飲食店に関わる企業でないと助けてもらえないんでしょうかと、このようなお声を頂戴しております。

県では、売上げが50%以上減少している中小企業に対する一時金の支援第2弾が、令和3年3月頃受付予定として開始する予定ですが、これは県の情報を見ると、緊急事態宣言発令により、飲食店との取引減少や外出自粛の影響を受けた事業者を支援するというふうに書かれてありますが、これは、飲食店に関わりのある企業ということなんでしょうか。ちょっと詳しい要綱などが、ちょっと詳しく分からなかったんですが、もし、これに関して詳しい情報があれば教えてください。

そして、質問なのですが、過去の持続化給付金のように売上げが減少した事業者に対する町独自の支援は、次回の地方創生臨時交付金でお考えではないでしょうか。また、何かほかの方法での支援は考えていますでしょうか。また、先ほど御紹介した事業者さんの悲痛なお声に対して、町のお考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。今御質問いただいた件でございますが、まず、町のこれまでの事業者に対する支援としましては、議員がおっしゃられました休業協力店舗支援金、新しい生活様式対応事業所支援金など、感染防止対策を目的として支援を行ってきたというところでございます。

議員がおっしゃられている事業者への経済的な支援につきましては、大変恐縮ではございますが、財源の問題もあり、町での実施というのは難しいというふうに考えているところでございます。

また、新聞報道等ございましたが、昨日から飲食店以外を対象としました緊急事態宣言の影響緩和に係る一時金の申請受付が始まっております。これは、県ではなく国の新たな支援制度ということでございますが、給付額としては中小法人上限60万円、個人事業者上限30万円となっておりまして、また、申請についての相談は、商工会が受付をするということで聞いております。

町内の事業者におかれましては、議員おっしゃられたとおり緊急事態宣言の影響を大きく受けた事業者もおられるというふうに思っておりますが、このような国の制度も創設されています。また、今後県の制度も出てくる可能性もあります。ぜひ、そのような国、県の支援策を御活用いただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 昨日から国の支援制度が始まったということで、まだまだ築上町

のホームページにはこの情報が載っていなかったと思うんですが、事業者の皆様は、今本当に苦しい思いをしていらっしゃると思います。特に、自分のことだけではなくて、抱えている従業員の雇用と生活を守る、それにとっても苦しんでいらっしゃるそうです。

新型コロナウイルスの影響で、生活困窮に陥った方、もしくは事業継続困難な事業者がたくさんいらっしゃると思うんですけど、今、新型コロナウイルス関連で、そういうふう困っていらっしゃる方は、どこに相談すればいいのかっていうのが、具体的にないような気がするんですが、築上町ではそういう相談体制というのはどのようにされているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。事業者の方の相談体制についての御質問でございますが、事業者の方の相談体制ということにつきましては、基本的には役場への相談というのは少ない状況です。事業継続も含め、新型コロナ関連の各種相談等につきましては、会員あるいは会員外を問わず、基本的には商工会のほうで積極的に対応をいただいているという状況でございます。

商工会に伺ったところ、今年度2月末時点で、新型コロナウイルスの関連の融資関連については45件ほど、また、国あるいは県の持続化給付金等各種支援制度の申請の相談については、延べ384件の支援あるいは助言を行っていただいているというところで、商工会のほうから聞いていただいております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 事業者の方は商工会のほうに相談をとということなんですが、それ以外でも生活困窮者ですとか、御高齢の方とか、妊婦さんとか支援を考えていらっしゃいますよね、町も。ですが、そういった方々への相談窓口を一本化されていないというのは、ちょっと自分の立場からいって、どこに相談すればいいのかっていうのが、今おっしゃっていただいたのは事業者の方ですね。それ以外の方々はどこに相談すればいいんですかっていうのが、明確になっていないのではないのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、町は相談業務というか、相談所のあるところを紹介するというのが基本でございます。例えば生活困窮者においては、県の自立支援相談センターというのがございますので、ここを紹介するとか、それとか町でできる形は、それは相談に乗ります。例えば、保健師、妊産婦が今度はおるんで、子育てとか、それから妊婦さんの指導とか、そういうのは町のほうで指導ができますけれども、生活困窮者とか、そういうちょっと方々については、

県のほうに相談しなきゃ、町のほうではちょっと対応しがたいというふうに思っておりますんで、それは県のほうという。だから、相談業務自体は、どこどこという指定はございませんけれども、そういう相談のある方は、総務課のほうに来ていただいて、もし総務課のほうにちょっと分からんなら、私もちょっと一緒に相談に乗って、最終的な紹介をしていく。町でできる分は、町のほうにちゃんと私が指示すると、こういう形の体制でいくようにということで考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 必要な方へ必要な情報を届けるっていう意味で、相談窓口っていうふうに、私はそういう意味で言っているんですけども、その相談窓口で全て問題を解決するという意味ではなくて、例えば持続化給付金で、国の事業が昨日から始まりましたよという情報をその相談窓口の方が教えることもできますよね。ですとか、子育てのこととか、そういうことに関してはこのセンターに電話をしてくださいとか、そういうことを御案内できるような窓口って必要ではないでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、またその事業もちょっと今当町では確保していないし、業務業務、内容ごとの担当が今おりますんで、そこんところは総務課のほうに内容が分からないときは来て、総務課のほうに案内すると、そういうことでちょっと理解をしていただければありがたいかなと思っております。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ということは、今は基本的には総務課のほうに電話をしてくださいと、そこからどういった内容かを伺って、どこに相談をしてくださいということを御案内しますという、そういうことでよろしいでしょうか。

あと、ホームページを見ると、必要な情報にたどり着くまでにかなり労力をやっぱり要するんです。例えば、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けの主な支援策っていう情報、県の支援メニューがホームページに一応載って、築上町のホームページに載っていたんですけども、この情報に行き着くまでに結構たくさん文字を読まないといけなくて、自分が必要とする情報がどこに載っているのかというのがすごく見づらかったので、相談窓口っていうのもやっぱり必要なんじゃないかというふうに、口頭で聞くっていうことができるような窓口が必要じゃないかなと思って、ちょっとそういうお願いでございます。よろしく申し上げます。

では、次の質問にまいります。新型コロナウイルスワクチンの関連予算が、先日の臨時議会で可決されました。今、コロナウイルスのワクチンに対して、様々な議論がなされています。

厚生労働省のホームページには、ワクチンに関する情報が掲載されていまして、発信の意

味も込めて、少しかみ砕いて紹介させていただきます。

このワクチンは、メッセンジャーRNAというもので、コロナウイルスと同じ形をした設計図のようなものだそうです。この設計図のたんぱく質がヒトの体に入ると、コロナウイルスに感染したときと同じように免疫応答が誘導され、感染症の予防ができると考えられています。このワクチンは、コロナウイルス感染症の発症を予防するものです。ワクチンを受けた人は、受けていない人よりも約95%の予防効果が得られるということが報告されているようですが、現在のところ、感染予防効果は明らかになっていません。ワクチンの接種にかかわらず、適切な感染予防対策を行う必要があります。このワクチンの接種で十分な免疫効果が得られるのは、2回目の接種を受けてから7日程度たって以降とされています。主な副反応は頭痛、関節や筋肉の痛み、注射部位の痛み、疲労、寒け、発熱等があります。また、まれに見る重大な副反応として、アナフィラキシー等があります。このワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまで明らかになっていない症状が出る可能性があります。万が一ワクチンの接種によって健康被害が生じた場合には、国による予防接種健康被害救済制度がありますので、お住まいの各自治体に御相談ください、このように厚生労働省のホームページに載っております。

国による予防接種健康被害救済制度に関する相談窓口というのは、非常に重要なことだと思うんですが、このような相談窓口は設置する予定でしょうか。また、この予防接種健康被害救済制度、この情報というのは、どのように住民の皆様へ周知していく予定でしょうか。リーフレットなどを作成する予定でしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。本制度は、定期の予防接種で引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合の利用になります。また、接種は努力義務となっています。

現在、当町では、コロナウイルスワクチンではございませんが、子どもの定期接種については、保護者の方に冊子で予防接種と子どもの健康を用いて御案内しております。それから、高齢者の定期接種につきましては、インフルエンザ予防接種の周知の際、チラシで御案内しております。

今回のコロナウイルスワクチンにつきましては、国会の予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議にて、新型コロナウイルスワクチンには新しい技術を活用したワクチンが含まれることを踏まえ、接種に伴って健康被害が生じた場合の健康被害救済制度について、広く周知を図るとともに、迅速・円滑な運用を努めるなど、的確に対応することとあります。当町では、この附帯決議を踏まえ、周知を行ってまいります。

窓口としては、市町村と申しますのが子育て・健康支援課になりますし、リーフレットというお話がございましたが、リーフレットという形になるかはまだ分かりませんが、ワクチン

の接種の御案内をするときには、任意の予防接種ですということで御案内しようと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ありがとうございます。リーフレットの形、冊子かチラシか、ど  
ういった形かまだ分からないけれども、周知を図っていくということですね。よろしく願  
いいたします。

そもそもメッセンジャーRNAというのは、新しい医薬です。これまでも既に研究開発が進ん  
でいたそうですが、この新型コロナウイルスのパンデミックという特殊な環境下において実用化  
が達成されたもので、多くの方が以前より期待を寄せていたものであることは間違いありません。  
従来、ウイルスのワクチンには弱毒化ウイルスを用いた生ワクチンと不活性化ワクチンの2種類  
がありました。生ワクチンの場合、毒性が低いというだけで、実際のウイルス感染が成立します。  
そのため、液性免疫と細胞免疫という2つの免疫応答が起こり、強力な感染予防効果が得られる  
そうです。

しかし、この方法だと、弱毒化しているとはいえ、生きたウイルスを使用しているため、病原  
性が復帰・増強する可能性を否定できません。また、弱毒化したウイルス株を製造するのに、か  
なりの年月を要するそうです。

不活性化ワクチンは、インフルエンザに多く用いられていますが、既に死んでいるウイルスを  
使用するため、体内に入っても活動せず、液性免疫は発生するものの、細胞免疫は発生しません。  
不活性化ワクチンの主な目的は感染予防ではなく、重症化を避けることが目的です。よくインフ  
ルエンザのワクチンを接種したのにインフルエンザにかかったという話を聞きますが、それは不  
活性化ワクチンを使用しているからです。

このように、従来のワクチンは病原体そのものに由来するもので、完全には安全性の払拭がで  
きなかったそうです。

しかし、このメッセンジャーRNAは、ウイルスの配列さえ分かれば容易に製造することがで  
き、目的のたんぱく質を体内で製造させることができるそうです。そのため、今回のようにス  
ピーディーに治験を開始することができたのです。

このワクチンに関して分かっていることは、十分な効果が期待できるものの、新しい医薬であ  
るため、短期的なデータしかなく、長期的な副反応については明らかになっていないというこ  
とです。

しかし、どのような薬やワクチンであっても、一定の副反応や危険が発生することは事実です。  
ワクチンを接種するリスクとワクチンを接種しないリスク、それぞれお一人お一人がしっかりと

考える必要があるのではないのでしょうか。

ワクチン接種に関する情報提供をしっかりと行い、お一人お一人が接種するときとしないときのリスクを考えていただけるような啓発活動を行うことは、行政の責任だと考えます。

ここで、町ではワクチン接種が任意であるということはしっかりと周知していただきたいと思いますでしょうか。また、どのようなリスクがあるのかをしっかりと説明するために、どのような方法でその周知を図っていかれる御予定でしょうか、お願いします。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。先ほども申し上げましたが、国会の附帯決議にもありますように、接種するかしらないかは国民自らの意思に委ねられるものとあります。これに基づき、広報3月号に掲載しております。スペースの都合上、大きく記載できておりませんが、今後は接種が開始されていきますので、その都度周知する予定です。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 広報で周知を図っていかれるということでしょうか。そのほかにどのような周知方法があるのでしょうか、具体的にお願いたします。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。広報だけでなく、御案内差し上げるときに、その封筒の中に同封しようと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） では、その御案内のときに封筒にということなのですが、ホームページなどではしっかりと記載していただけるのでしょうか。ほかの自治体のホームページを見ても、しっかりとその辺のことが書かれてある自治体もありますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。広報の中に、私としましては、すみません、ホームページやLINEも含めておりました。活用できる媒体は活用して、広報に含めたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 活用できる媒体を使って、しっかりと任意であるということを周知していただきますようお願いいたします。

その上で心配なのが、ワクチンを接種しないという選択をした方への偏見と差別です。日本には同調圧力という言葉がありますが、ワクチン接種はあくまでも任意であるということをしかりと周知し、接種しないという選択をした方が不当な差別や偏見の目にさらされることから守る対策を行うべきです。

新聞やテレビでも報道されておりましたが、ある病院では、任意であるはずのワクチン接種ですが、接種しないという選択をした医療関係者が退職に追い込まれたというお話を聞きます。実際の医療関係者に伺ってみると、病院内でワクチン接種の希望を取るのに、一枚紙で表の中に接種希望か、接種希望しないかを記入するような様式になっていて、自分が接種するか、しないかが、他人に分かるようになってきているシステムだそうです。これだと、接種しないという選択がしづらい、周囲の目がとても気になるというお声を聞きました。つまり現実、接種しないという選択をした方への偏見が起こっているということではないでしょうか。これは紛れもない事実です。任意である以上、自分の選択を他人に公開する必要はないと考えます。

ほかの自治体のホームページを調べてみますと、流れとしては、ワクチン接種のクーポン券とワクチン接種のお知らせが自宅に届き、接種可能な会場へ予約をしていただき、接種するという流れになるかと思います。

築上町では、まだ具体的なことはお決まりではないと思いますが、ワクチン接種のお知らせとクーポン券を郵送する予定なのではないでしょうか。接種しない選択をした方への偏見や差別を防ぐ対策のため、マイナンバーのときのように、個人個人その郵送は分けていただくことはできないでしょうか。何か町のほうでそういった具体的な対策をお考えでしたら、教えてください。

また、そのお知らせの中にも、先ほど同封するというふうにおっしゃっていただきましたが、あくまでも任意であるということをくれぐれも強調していただき、それぞれの選択を尊重して、不当な差別や偏見がないように町長のほうからもぜひ呼びかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、北代議員の言うとおりでですね。偏見があっては、接種しない人を偏見してはいけないと、これは思いますし、当然そういう文面辺りは町民の皆さんに呼びかけて、するも自由、しないも自由ということを訴えてまいりたいと思います。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） くれぐれも呼びかけのほうをよろしく願います。

では、続いての質問にまいります。新生児の聴覚検査についてお伺いいたします。

産まれてくる赤ちゃんのうち、1,000人に対して1人から2人は、生まれつき耳が聞こえていないことがあると言われていています。先天性の難聴は、早期発見して適切な支援を行うことに



より、赤ちゃんの言葉の成長が促され、コミュニケーションを取ることがスムーズになります。そのため、新生児聴覚検査はとても大切な検査です。

2月3日の西日本新聞の記事に、九州では宮崎県に次いで2例目となる、難聴の乳幼児支援をサポートする県乳幼児聴覚支援センターというのが福岡市内に開設されたそうです。福岡県のホームページを調べましたところ、福岡県乳幼児聴覚支援センターという名称で福岡市内に1月15日に開設されています。

主に取り組む内容は、新生児聴覚検査の結果、支援が必要となった赤ちゃんの療育開始までのフォローアップや、産科医療機関・精密検査機関等からの赤ちゃんに関する情報を集約し、支援が必要になったら各市町村への情報提供、そして各種相談対応などを行うそうです。

そこで、質問です。地域の産科医院では、新生児聴覚検査を含め様々な検査を受けることができますが、あくまでもこの検査は任意とのこと。現在、築上町では、新生児聴覚検査に対するフォローや取組みなどは、何かされていらっしゃるのでしょうか。教えてください。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

新生児聴覚検査につきましては、以前は、検査実施について国庫補助事業でございまして、平成19年度の一般財源化に併せて実施主体が市区町村となりました。よって、受診勧奨、啓発・普及、相談等支援については、厚労省からの通知に基づき実施しております。

御案内につきましては、厚労省の通知に基づき、母子健康手帳を交付の際、御案内しております。支援の強化といたしましては、先ほど、議員がおっしゃいました福岡県乳幼児聴覚支援センターが1月に設置されますので、これと併せて周知に取り組めます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） すみません。もう少し具体的にお伺いしたいんですが、新生児聴覚検査を受けたい方がいらっしゃったら、母子手帳を頂くときにその御案内があるということでしょうか。ちょっと詳しい流れをもう一度御説明いただけますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課、吉川でございます。

母子健康手帳を交付する際に、健康手帳に別冊というのがございまして、その中に検査の内容が書かれてあったと思います。それを用いて助産師、保健師が説明しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） その検査の内容をその別冊というところで、こういう検査があり

ますよということを知ることができるということですね。

では、新生児、その聴覚検査を実際に受けて、もし難聴であるということが分かりましたら、どのように療育が始まるのでしょうか。その辺の流れもお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

役場、町の子育て・健康支援課が難聴であることを把握するのは、赤ちゃん訪問のときに訪問して保健師、助産師が把握するようになっております。

ただ、現実的には、母子健康手帳を交付して検査を受けるように御案内しますが、通常は、現実的にはもう病院のほうで、ほとんどの産院が検査をほぼ自動的にされています。私自身も、そういった制度があるのは知らなくて、病院のほうで、もうお耳の検査をしましたということで御案内があったぐらいです。

赤ちゃん訪問のときに把握すると申しましても、その入院している赤ちゃんとお母さんが産院にいらっしゃる段階で、既にもう先の支援ができている状況でございますので、後は、保健師と助産師と一緒に、お母さん、赤ちゃんの支援を行っている状況です。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**6番 北代 恵君**） その先の支援ができている状態というのは、その療育の開始までは、築上町は特にサポートはしないということでしょうか。そのするタイミングがないということでしょうか。もう既にその先の支援までできていると、今おっしゃったことについてお伺いしております。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

町が支援をしないとか、出遅れているという認識はしておりません。ただ、現実的には、病院のほうでもう既に把握されてあるので、その情報提供というのは病院のほうからあっている状況で、もし心配なことがあったら療育センターを紹介されている状況ですが、そこに町の保健師、助産師が訪問して、お母さんがお困りでしたら必要な支援を行っている状況です。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**6番 北代 恵君**） それでは、療育支援センターのほうにほとんどの方が行かれるということでしょうかね。その難聴が分かった場合は、そういったところで療育を始めることができるということですかね。はい。ありがとうございます。分かりました。

ただ、その福岡県内の幾つかの市町村で、新生児聴覚検査に対する費用の一部もしくは全部を

助成する取組みをしているところがあります。例えば、福岡市ですとか、久留米市、うきは市などです。

県での支援体制も整ってきつつある今、これを機に、一人でも多くの妊婦さんが安心して出産できるよう、新生児聴覚検査に対する費用の一部もしくは全部を助成するという取組みについては、どのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

公費負担につきましては、現在、県下で13自治体で実施されているようですが、努力義務でございまして、財政事情もありますので、当町では、現在公費負担は実施しておりませんが、妊婦健診と同様に県医師会に県下での取組みを要望しているところです。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**6番 北代 恵君**） ありがとうございます。母子手帳交付の際にも、こういった検査をぜひ受けるようにという御案内を、ぜひ今後ともしっかりとお願いします。

各病院で確かに、ただ任意ということなので、本当に聴覚検査だけではなくていろんな検査があるみたいです。各病院でこういう検査をやりますがいいですかって、その出産する方に同意を得て、それから赤ちゃんの検査を一通りしてから退院されるそうなんです。今はそのようになっていらっしゃるんですが、ただ、その各病院によっても、もしかしたら対応が違うのかもしれないですし、この検査がとても大切な検査なんですよということをきちんと御説明した上で受けていただきたいと思いますので、ぜひそういった説明や周知などもよろしく願いいたします。

以上のことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） それでは、ここで一旦休憩といたします。再開は午後2時10分からといたします。

午後1時57分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（**武道 修司君**） 会議を開きます。

次に、5番目に**9番、信田博見議員**。信田議員。

○議員（**9番 信田 博見君**） 始まる前にちょっと議長にお願いがあります。私、耳がかなり難聴ですので、こういうのをつけたいと思いますので、許可をお願いします。これは磁気オームと

かいて、磁気ワームとかいうんですけれども、耳に補聴器の横にぱっとかけるだけで、物すごくクリアに聞こえるんですよ。これをイヤホンの穴に挿すだけなんで、よろしくお願いします。

○議長（武道 修司君） はい、どうぞ。

○議員（9番 信田 博見君） それでは、4点、通告しております。よろしくお願いします。

第1点目は、小原小学校の今後についてということでございます。

10人を割ったときは、閉校、廃校を考えますよというのが、町長の考え方だったと思います。それで、小原小学校で、今まで児童数が減ってくると、地域の人たちが一生懸命頑張って、減らないように頑張ってきました。でも、来年は、どうも10人を割るのではないかという話があります。10名を割ったからといって、すぐ閉校というわけにはいかないと思いますが、町長、このままずっと10名を割るようであれば、やっぱり閉校を考えなければいけないと思っておりますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には私は、旧椎田町のときの町長に就任したときに10人ぎりぎりだったです。それが今まで努力して、多いときは、たしか16名か17名、どっちかだったと思いますけど、どんどん増えていって、60%、70%と、率にすればですね。そういう形で増えていったんですけど、昨今では若干減りつつあるということで、もしかしたら来年度の4月の新学期には、切る可能性があるという話も聞き及んでおります。

これは、私と地元との話の中で、10人を切ったら統合の話もこれは切り出しますよということで、切ったときには、地元相談をしますよということでございますので、切ったときに一応地元はどういうふうにか考えるかという形で、相談を持ちかけていくという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 9名になるであろうということなんですけれども、地域の人らと話し合っただけというわけですね。できれば、長く存続させてほしいという気持ちは、それは誰もみんな同じだろうと思うんですけれども。そこで、この学校の児童の人数を増やす考え方というのは何かないものかと、これは私自身考えてみたんですけれども、これは教育長に聞こうかなと思うんですけれども、今、どれだけの不登校の人が、小学生ですね。不登校の方がおられるか分かりませんが、小原小学校は不登校になる人が一人もいないんですよ。ですから、不登校の人たちを小原小学校に行ってもらおうと、不登校がよくなるんじゃないかなと、個人的に私はそう考えておるんですよ。ですから、行きませんかといって、じゃあ、行ってみようかなという人がおるんならば、それも一つの手ではないかと思うんですけど、教育長、いかがでしょう。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

信田議員がお尋ねの件でございます。即、不登校の方に御紹介するというのも、やはり学校に行けないという状況の中では、いろんな学校の様子をお知らせして、やっぱりその学校に合わなければ、よその学校に校区外に行くというようなこともございますので、御紹介等は、考えていただく材料としては出すことは可能かなというふうに思っております。

そして、教育委員会がやはりその児童生徒数を増やす努力といたしましては、特に今おっしゃられた小原は豊かな自然があります。そして少人数という強みもあるわけです。個に応じた指導が徹底できるというよさもございますので、そういうものを併せて広報活動は現在も続けておりますし、今後、御相談に来られた保護者、児童の方には、またそういう旨も紹介させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 分かりました。小原小学校に行かれた方は分かると思うんですけども、子どもたちの目の色が違うんです。きらきらしています。運動会にしろ、何にしろ、一生懸命自分たちの役割を全うして、人数は少ないんでね、椎田小学校の子と比べると、一人一人がしなければならないことが物すごい山ほどあるんですね。それを全部やっつけてのけて晴れ晴れとした顔をして頑張っていますので、どうかよろしく願いいたします。

2番目に行きます。モトクロス場についてということで、モトクロスというか、このモトクロスというのはNPO法人になっているようでありますが、今年度でそのモトクロス場を廃止することですけれども、どうしてこのように廃止に至ったのかという、そのいきさつを知らせて、教えていただきたいと思っております。

このモトクロス場を造るときに、私は基地対策委員会の委員長でございました。それで何度も何度も委員会を開き、場所の検討、それから設定、NPO法人の理事長の方も何度も委員会室に来られまして、いろいろ説明もしていただきました。

それから、騒音の件で、モトクロス場ができるところで、バイクのエンジンをバババンとふかして、下別府地区でどれぐらいの騒音がするのかというのを調べたりとか、それはそれは雪の降る日でしたけれども、それを調べたりとかして、もうやっとなオープンにこぎ着けたという感じだったんですけれども、たった何年、5年やそこらで閉鎖、廃止ということになって非常に何かこころに落ちませんので、ぜひその廃止に至った理由というか、それを説明願いたい。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 5年前に一応NPO法人のほうから請願が出まして、町のほうで防衛庁、

防衛省の土地を借りて利用したいという。それで下別府の自治会のほうに相談して、いろいろある程度前向きな取組みをして、自治会のほうでしていただいておりますけれども、最終的に自治会は、一応コース造りというところまで行って、そしてコースを造るためには試走もしなければという一つの提案があつて、それも自治会は認めたようでございます。

そして、コースができて、本来なら地元の自治会と協定を結んでほしいということで、町のほうは、再三、一応NPO法人のほうに申入れをしてございましたけれども、なかなか地元との協定が結べないということで、試走の段階で本来なら終わりなんです。コースを造って協定を結ばない。それを試走を、コースができたからって、もういわゆる本コースができたので、それでそれぞれ愛好者を呼んでコースでの利用をしながら、もう本利用という形に立っておったというのは現実でございます。

そういう形の中で、町も再三地元と協定を結びなさいよと言うけれども、地元と結ばれないというのが現実で今日まで来ておったということで、今年の4月を過ぎてから協定を結ばなければ、もうこの土地は防衛省のほうに返還せざるを得ないよと。地元のほうも非常に騒音がうるさいというので、地元自治会のこれが総意だということで、役員さんが当初六、七人、私のほうにみえまして、そういうことで自治会で決定をしたことだから撤去してほしいという申入れがありました。

そういうことで、私どもとしても、協定を結ばれない以上は、このまま継続して再申請を防衛省に使用貸借の申入れをするわけにはいかないという判断で、NPOのほうの法人に、何とか地元に行って協定を結ばないかという話をしたけれども、なかなかそれが結ばれないということで、最終的に一応NPO法人のほうに、原形復旧をしてもう防衛省のほうに返す手続の時期に来たんだからということで、そういう通知をしてですね。その間に何人か私のところに来ました。あるお医者さんが、自分もモトクロス愛好家だから何とかならないかとか。それから県会議員も2人ほど、県会議員のほうに訴えたんでしょうね。いや、僕も事情を話して、県会議員のほうは分かったよ。それなら一応協定が結ばれたんなら、町のほうはまた借りられるかと。いや、それは当然防衛省のほうに借入れ申請はしてもやぶさかでないと、地元との協定ができればいいよという話をそこまでして、現在は終わっているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） しっかり分かりました。町とNPO法人とは、それなりに協定ができておったわけですね。でも、NPO法人と自治会とが協定が未定のままずっと来たわけですね。なるほど。で、ずっと結ばないでばりばりやりよったわけですね。ああ、そういうことですか。僕は完全にオープンしたんだと。それは誰もみんな思っていました。完全にオープンしたん

だと。あれを見切り発車して、ずっと見切り発車だったということなんですね。分かりました。

もう、何かもう下別府の方がいいよと言ってくれば、何かよさそうな気がするんですけども、下別府がもうどうしても後には引けんでしょね。そうですか。分かりました。そういうことなんですね。これは、それが聞きたかったんです。

でも、考えたらNPO法人も、町はお金を全然出していませんからね。NPO法人は自分たちでコースを造ったり、いろんなことをしてお金もかけてくださろうし、また返すとなれば、原状復旧ですからまたお金がかかるでしょうし、もう考えたら、しかしどうなんですかね、かわいそうな気もしますが、自分のまいた種と言え、それまででしょうね。分かりました。ということで、もうこれは元には戻らないということですね。

次に行きます。町営住宅について。町営住宅の周辺の樹木等について伐採はできないかということです。これは、主に西高塚地区にある峯原住宅、第1峯原、第2——第3かな。第1峯原の横、あの国道10号線に近いほうですね。の、どっち、西側、それから南側には、すごい樹木が繁茂しています。繁茂していて樹木が生えたところがやぶになっております。地元の人たち、そこに入居している人たちも、何とかならないかということで、僕は何回か担当課のほうにも言いました。でも、全然どうもならないので、今回の質問に至ったわけですけども。

それと、あの椎田中学校の横にある住宅は、第3峯原ちいうんですか。第3峯原。（発言する者あり）3。その横のほうにある池側にも、こんもりした森というか、かなりの森的な大きな木があるんですけども、それもできれば切ったほうがいいんじゃないかなということで、それはどこが持っているかと思ったら、東高塚の水利の池らしいですね。それは何とかその気になればできるんじゃないかなと思うんですけども、両方ともどうなんでしょう。樹木の伐採はできないんですか。課長。町長。（発言する者あり）

○議長（武道 修司君） どっちが答えます。町長。（発言する者あり）首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課の首藤でございます。ただいまの信田議員の御質問に対して答えさせていただきます。

今、個別の住宅のことでしたが、ちょっとまず前段に法的なことをちょっと述べさせていただきます。町営住宅周辺の樹木等の伐採について、敷地内から生えているものについては、当課のほうで適宜伐採等を行ったり、剪定等を行って管理をしているところでございますが、隣地等からの町有地以外からの生えてきている枝が、町営住宅等に伸びている場合は、民法の233条1項において、ちょっとこちらのほうでは伐採等ができないようになっております。

233条の1項では、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、この竹木の所有者にその枝を切除されることができるとされておりますが、これについては、越境してきた木の枝等が日常生活に著しく影響を与えるような場合ということで、昭和39年の新潟地裁で判例が示されてお

ます。なので、こちらのほうで勝手に切ることはできませんので、今現在は、当課の対応といたしましては、住民生活課や農地であれば農業委員会等と協力をいたしまして、その所有者のほうに是正をお願いしているところでございます。

ただ、今、御質問があった峯原第1と第3についてですが、第1の隣地のところを調べたところ、筆界未定で10何筆か分かれているところでございます。なので、その樹木の所有者の特定というのができない状況でありまして、それによって作業が難しいということになっております。

それから、峯原第3については、今年度も東高塚の水利の会長と協議ができてまして、建設課を通じて依頼をいたしまして、うちのほうに入ってきているような枝については、伐採をしていたところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） それでは、第1峯原の場合は、もう何というの、筆界未定で全く手が出せないということですね。何かその筆界未定、誰が持っているんかというのをしっかり調べて、切ってもらおうというようなことはできないんですか。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課の首藤でございます。

誰が持っているかというのが、11筆分かれておりまして、結局隣接地になるところが、どなたの所有かというのは、筆界を確定しないことにはできませんので、その筆界を確定するというのは、もうかなりの作業になります。

もう随分以前からの筆界未定になっておりますので、多分1筆に対して相続人が何十人と分かっているような状況で、今現在すぐすぐにどうこうできるものではないと、当課としては考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 分かりました。でも、住宅に入っている人たちは、やっぱりお金を払って入っているわけですから、町としては、その住みにくいというか、住みにくいその樹木は、やっぱり伐採してあげべきだろうと思います。

何とか法律なり何なり駆使して、切れるものなら切ってあげたい。切らなくても持ち主がしっかり手入れすれば、きれいな林になって気持ちのいい状況には、なるとは思いますが、今の状況ではちょっとやぶですもんね。非常に木も大きくなって3階までぐらい延んでいますから、もう1階、2階の人はもう恐らく暗くなっているぐらいな状況だと思うんですよね。ぜひ、そのところを努力してください。よろしく申し上げます。はい。以上です。



続きまして、4番目に入ります。コロナウイルスワクチンについてということですが、これは、北代議員がもう完璧に言われましたので、私のほうから言うことはほとんどなくなりました。

1点、いつ頃に一般町民に接種可能になるのかというこの1点について、聞きたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

厚労省の予定では、4月26日の週に1箱を全ての市区町村に配布されるということから、65歳未満——一般の方を65歳未満とするならば、7月以降との見解が国から出されています。以上です。

○議長（**武道 修司君**） 信田議員。

○議員（**9番 信田 博見君**） このコロナワクチンというのは、今までにない、人類史上初めてのワクチンだと言われていまして、非常に素人考えの私でも、非常に危ういなという気持ちがあります。

そんな中、日本赤十字社の献血の件で、このコロナのワクチンを打った人は献血しませんということが書いてありました。ちゃんとした何だっけ、忘れましたが、ちゃんとしたその無害であるということが分からなければ、打った方は献血しませんと。日本赤十字社ですよ。そういうことが載っていました。ですから、やっぱりこのワクチンは、考えれば考えるほど何かありそうな、非常に物騒なものではないのかなと思います。

ですから、北代議員が言われていましたように、ちゃんとした任意であると、努力義務とかそんなことじゃなくて、努力義務というと、何かこう打たにやいかんような、努力していない、努力して打つようなというそんな感じなんですけど、そうじゃなくて任意であるということをしつかりと言ってほしいと思います。

それから、ワクチンを接種しなかった人たちに対する偏見、差別等が絶対にならないようお願いをしたいと思います。町長、いいですか。北代議員で答えたんでいいんですけど、もう一回お願いします。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） ワクチンについては、国は努力義務と言っておりますが、腹を返せば、努力義務は任意という考え方で私どもはおりますので、そういう理解で。

そして、あとワクチンを打った人と打たなかった人の区別をしなくて、もうそういう差別は絶対しないという形のこれは、注意喚起は広報等で促してまいりたいと思っております。

○議長（**武道 修司君**） 信田議員。

○議員（**9番 信田 博見君**） 何か国は、地方自治体に何かなすりつけたような形になっていますが、地方自治体は、担当課にぽんと投げているような気もしないでいいです。担当課は、す

ごい苦労しとんじゃないかなというふうに思いますので、これはやっぱり町全員というか、全部で取り組むべき問題だろうと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これで、本日の一般質問を終わります。残りの質問は、明日10日、水曜日に行います。

---

○議長（武道 修司君） 本日は、これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時32分散会

---